

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十四号

昭和四十八年四月四日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村 佐四郎君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 内田 常雄君

理事 越智 伊平君

理事 小山 省二君

理事 塩崎 潤君

理事 田中 榮一君

理事 加藤 清政君

理事 上坂 昇君

理事 渡辺 三郎君

理事 松尾 信人君

出席國務大臣

出席府政委員

出席産業大臣

出席産業政務次官

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

理事 左藤 恵君

理事 羽田野 忠文君

理事 板川 正吾君

理事 神崎 敏雄君

理事 稲村 利幸君

理事 小川 平二君

理事 木部 佳昭君

理事 近藤 鉄雄君

理事 島村 一郎君

理事 岡田 哲見君

理事 加藤 清二君

理事 佐野 進君

理事 野間 友一君

理事 宮田 早苗君

出席産業大臣

出席産業政務次官

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

出席産業省企業局長

理事 村岡 茂生君

理事 小幡 八郎君

理事 和田 文夫君

理事 藤沼 六郎君

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

理事 室長

問題であります。御討議のために参考に例をあげますと、飲料水用のびんですとか、圧力なべですとか、登山用のザイルですとか、そういうものを指定いたします。それは、それが危険であること、かつ、製造、販売、流通のいろいろな条件から、国がやるべきであると考えた場合に指定いたします。しかも、その安全基準はどうしたらいいかというところがみずからこれを作成いたしまして、公表いたします。そして、その品物は安全基準に合致し、かつ合致しているというものを国がマークをつけますが、そのマークをつけた商品でなければ販売してはいけないことになりまして、これは生産、販売について強い規制をしてまいるわけでございます。その指定された品物に事故が起きたらどうするか。それは必要とあらば、市場に出回った製品を回収いたしますし、また被害者には損害賠償措置をしていくということとでございます。これが一つの体系でございます。

もう一つのほうは、民間が自主的に安全を確保したい、確保せねばならないという努力が年々盛り上がってきておりますが、その努力を結集する意味をもちまして、ここに法律に基づいて製品安全協会というものをつくりまして、その製品安全協会へ加入した民間の関係者に対しては、一つの体系で製品安全を確保しよう。どういふことかといひますと、まずその協会で自主的に安全基準をつくってもらいまして、その基準に合格したものはマークをつけてよろしい。それから、その協会が、事故が起きたときに補償の責任も持つ。そして迅速に被害者に補償していこう、こういう立て方でございます。

その二つが両方入っております。かつ、民間のほうの補償措置には、政府でやります特定製品の検定とか表示あるいは型式の承認という仕事を協会に委任する仕組みにしておりますことと、かつ、その委任された範囲において協会の補償も活用できるという意味で、二つの体系が一部において錯綜しております。先生御指摘のように多少

わかりにくい形になっているかと存じます。

○板川委員 どうもこの法律全体が読みづらいというか、読んだだけでは本体が頭の中へ浮かび上がらないという欠陥があるのです。一言に言ってくれといつても、専門家の提案者ですら、一言に言ったことがなかなかわかりにくい説明になっておるわけでありませう。

これは、生活用製品に対して国が安全基準を設ける、そして基準に適合しないものは売ってはいけない、適合したものは安全マークをつけて売る、こういうことでひとつ生活用製品の安全を確保しよう、それから製品安全協会というものをつくって、業者が一体となって損害会社と契約をして、そして万一事故があった場合にはそれに対する補償措置をとる、こういうふうには私どもは理解しておるのですが、詳しいことは逐次中へ入って質問したいと思ひます。

第一に、この第一条で「一般消費者」、こういっております。一般消費者とは——消費者保護基本法では、御承知のようにただの「消費者」であります。一般消費者とただの消費者と、法概念からいって、どちらがより包括的な規定なのか。要するに、どちらが広くしておる規定なのか。ただの消費者と、この法律でいう一般消費者、家庭用品その他でいう一般消費者、一体どちらがより包括的な概念規定でしょうか。それを承りたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 私どもは、消費者といった場合のほうが広くて、一般消費者といったほうが狭いと解釈しております。

○板川委員 消費者とただいっただけのところが、一般という字がつくと、ややそれから特定なものの範囲、こういうふうには解釈していいわけですね。——わかりました。

この法律の名前に「消費生活用製品」といっておりますね。御承知のように、電気用品は電気用品とはいわれない。家庭用品も家庭用製品とはいわれない。ここであえて「製品」ということは、特別の区別がありますか。意味がありますか。

○山下(英)政府委員 特に意味はございません。ただ、類似のいろいろなことを法的にもいろいろ検討した結果採用したわけでございますが、特別の意味はございません。

○板川委員 そうしますと、「生命又は身体に対する危害の発生」を防止するため——この「生命又は身体に対する危害」というのは、一体直接的な危害なのか、あるいは間接的なものを含むのか。たとえば、用品という間接的なものまで含むように何かわれわれ感じとられます。製品という感じ、製品による危害とは何か直接的な危害という感じがしますが、この危害とは間接的な危害も含むものなのか。それとも直接的な危害だけなのか。この点をひとつ解明してください。

○山下(英)政府委員 その事故が起きた製品は主要部品とか直接因果関係のあるものは含むと解釈しております。ただし、たとえばその構成要素であるPCBがどうか、あるいは化学成分がどうかというところになりますと、間接的過ぎて含まないと思ひます。

○板川委員 間接的なものは含まないですね。——わかりました。

次に移りますが、第二条で、「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品(別表に掲げるものを除く)をいう。こういう消費生活用製品についての定義がございませう。法律というものは、特にこういうものは適用されるぞというときは適用されるものがその法律の定義の中で明確にされたいというのが普通なんです。この定義は「別表に掲げるものを除く」という言い方で、どうもこの消費生活用製品というものが写真でいえばネガを見ているような感じではないかと感じます。消費生活用製品とは、具体的に何と何をこの法規制の対象にするか。どういふものか。ひとつそれを明確にしたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 日用品あるいは通常われわれ国民が消費生活で使っておる品は全部入るといふ概念でよろしいと思ひます。それが本来でございます。

ざいですが、第二条で特に法律上明記しておきたかったのは、そうではあるけれども、別表に掲げるような一号から八号、さらに政令で指定するけれども、そういうものは、従来の取締法との関係で消費生活用製品であるけれども除く。それで先ほど先生が御指摘になりましたように、それでは「一般消費者の生活の用」という場合に、それがユーズとか、いわゆる製造販売のためにその製品を利用する人たちが求めた場合はどうかという、それは入らない。国民が消費生活をする場合に必要な品物はほとんど入る、こういう定義でございます。

○板川委員 国民が生活する上に必要な製品はすべて入るのだ、ただし、別表によって、船舶安全法の船舶であるとか、食品衛生法による洗浄剤とか、消防法による消防用機械器具等とか、毒物及び劇物取締法による劇物であるとか、道路運送車両法による自動車、高圧ガス取締法による容器、武器等製造法による銃銃等、薬事法による医療器具、こういうものは除かれる。こういうことをいっておるわけですね。別表一から八までの間に、別表で除くといっているのですから。

別表の最後の九ですが、どうも九号の解釈がなかなかむずかしい。この九号の解釈を具体的に説明してみてください。この別表で除かれる九号というものは、どういうことでしょうか、わかりやすく説明してください。

○山下(英)政府委員 これは根本の考えは、他の取り締まり体系で規制するものはこの法律の規制と重複することを避けようという趣旨でございますが、一から八までは、従来の実定法ではっきりしておりますので、これを明記したわけでございます。ただ九号は、そのほか、たとえば昨日も御議論いただきました例を申し上げますと、電波法で電波操作によるおもちゃを規制しておりますが、そのおもちゃの取り締まりをどっちの法律でするか、はっきりと電波法が製品安全規制を明記して、従来ともそれでやっておるという場合は、もとよりそちらにまかせて差しつかえないのです。

が、現在のところは設置規制を主としておりますので、そういう場合には電波法との関係を十分整理しまして、そして、除く場合には、この九号による政令ではつきりと除外していくというのが一つの例でございまして、時代の推移、新製品の発達等に即して弾力的に調整ができるようにした次第でございまして。

○板川委員 そうしますと、この九号による除外するもの、政令でこれを定めると書いてありますが、この法律ができ上がれば、政令も同時に――すでに案としてできておると思うのです。現在、この除外するものは政令で定めるといふのは、電波法による電波で操縦するおもちゃ、この程度しか具体的にその政令の骨子としてはありませんか。

○山下(英)政府委員 私どもが現在検討をしておりますのは、道路運送車両法で自動車等の安全は規制しておりますが、その運送車両の設置の部分、これをどうするか。また、船舶安全法につきましても、同じように、船舶用品の一部で日用品と関係のあるものがございまして、また、先ほど申し上げた電波法のほか、無線電気通信設備の一部、電話機ですとか、あるいは通信録音機等でございますが、無線電気通信法との調整が要る品物、こういうものを考えております。

○板川委員 九号の解釈がややこしいのですから、どうもはつきりしませんが、いずれにしても、生活用品はほとんどこの法案の対象になるというふうに考えていいわけですね。――そう解釈いたします。

次に、この第二条で、特定製品とは、消費生活用製品のうち、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう、こういっておるわけでありまして、ここで「特に危害を及ぼすおそれが多い」と、「特に」とあえて強調した理由はどういうことですか。

○山下(英)政府委員 これは私どもが公平を期するために特に判断を要した点でございまして、消

費者の安全確保のための法律であるとともに、これがたゞ特定製品に指定し規制に乗り出した場合には、製造、販売について相当広範な制限をするわけでございますので、製造業者、下請業者等及ぼす影響はきわめて大きいので、慎重を期さねばならぬという点がございまして、種々検討の結果、特に電気用品取締法の例文等を参照いたしまして、特にその多いものという表現にしたわけでございまして。

○板川委員 こういう解釈でいいのですか。本法は、消費生活用品として包括的に規制の対象になるのだ、だから、その中で特に危害のおそれがあるものを特定製品として定めるんだ、それはちょうど、電気用品取締法に、電気用品のうちで特に危害があるものを甲種、それ以外のものを乙種とするという区分がございまして、ここで電気用品取締法と対比しますと、いわば甲種がこの特定製品に当たり、乙種が消費生活用製品に当たる、こういうふうに考えていいわけですね。

○山下(英)政府委員 おっしゃるとおりでございます。特に電気用品取締法の甲種、乙種の区別等が参考になった次第でございまして。

○板川委員 それでは、特定製品を政令で定める、こういうことになっておりますが、この場合、特定製品とは、この政令の案としてすでに構想があるかと思ひますし、予定しておると思ひますが、何と何をこの特定製品として政令指定をする予定であるか、伺っております。

○山下(英)政府委員 私どもの考えておりますのは、圧力なべ、ふたの安全性、その作動がいか悪いかで事故を起こしておりますし、これを考えております。また、炭酸飲料のびんでございまして、これが御案内のとおり過去二、三年、非常に事故がふえております。三番目は登山用のザイルでございますが、これはきわめて致命的な被害を及ぼしますので、これも候補に考えております。水中ガン、ザイル、これはやはりレジャーブームに乗りまして広範に普及しつつあり、かつ事故が起りますので、これも考えております。さらにスポー

ツ用のヘルメットあるいはブレイキの液、こういうものを特定製品として考えておる次第でございまして。

○板川委員 いま指定を予定されている特定製品は、過去においてどのような苦情があり、どのような事故があったのか、その例をあげてみてくださいますか。

○山下(英)政府委員 圧力なべで申し上げますと、ふたの安全弁の作動が不良のために事故を起こしたケース、それからふたとなべとの嵌合状態が不良のために起こした被害、それから材質からの有害物質の溶出した事例もございまして。それから、炭酸飲料びんで申し上げますと、びんの傷あるいはひびき、それがもとで熱衝撃のために爆発した、あるいは軽い物理的衝撃で破裂した、こういう被害でございまして。

登山用ザイルで申し上げますと、登山でスリップしました際に一時的な衝撃に対して強度が足りなかった、そのために先のとがったところが被害を及ぼした、また、先の摩擦のために転落した。こういう報告がなされております。

次に、水中ガンにつきましては、安全装置が簡単にはずれるために、意に反して発射して傷害事故が起きている。

スポーツ用ヘルメットにつきましては、強度不足のために、ボール、バットが頭部に当たった際に頭蓋骨折による死亡事故まで報告されております。

ブレイキ液につきましては、沸点が低いために故障を起してブレイキがきかなくなる場合がある。また、金属腐食性が高いためにブレイキのきかなくなる例がある。こういう報告を受けております。

○板川委員 そういう事故が過去にどのくらいありましたか。いま事故の種類を言ったんですが、そういう事故が起って、それがどのようによれば民事上の解決を得ておりますか。

○山下(英)政府委員 いま申し上げた六つの品物についての苦情件数等はすぐ集計の上御報告いたしますが、その前に民事訴訟その他、その事後の解決の例として農林省から担当の方が来ていらっしやいますので、飲料水のびんの例を御説明申し上げます。

○堤説明員 私どものほうで調べましたところによりまして、炭酸飲料の中で非常に破裂事故が多いのはホームサイズというふうなことでございまして、四十六年の十一月でコカコーラの関係が三百一件、それからペプシコーラ九件で、合わせて三百十件となっております。それから四十七年には、十一月で報告を受けておるところによりまして、それが五十件程度に減っているというふうなことでございまして。

これらの事故の補償と申しますか、そういうことについては、その損害の程度に応じまして、メーカーのほうから保険会社等と契約してございまして、それぞれ話し合いのもとで補償措置をとっているというふうに聞いております。その個別の内容については、私どもまだ詳しく承知していません、こういうふうな事情にございまして。

○板川委員 コカコーラの例で言うと、そういう事故が発生しておいて、眼球傷害等の事件もあつたが、それは業者が損害保険会社との保険契約をしておいて、そういう中で補償措置がとられている、こういうことですか。

○堤説明員 おっしゃるとおりでございまして。

○板川委員 通産省に伺いますが、今度の法律で特定製品については、いわば保険が――生産物賠償責任保険というのをかけられる。生活用製品については自主的に申し入れがあれば、それをこの中で保険に包括してかける、こういうことになっておりますが、この法律ができると、いままでこういうコカコーラの事件のように、実際はなかなか消費者に対して正当な賠償というのがなされてないのです。こういう「不良商品を斬る」とか、消費者連盟等の著書の中にも、被害があつてもメーカー側は何かとかわかなくて賠償を値切ろうとする、こういう傾向がありますが、今度の法律によつて生産物賠償責任保険というものが正

式に特定製品にとられる、こういうことになり
ますと、万一そういう事故が起きて身体に障害が
生じた場合には、従来よりいわばもっと手厚い解
決方法をとられることは当然かと思うのですが、
そういうことは保障されますか。

○山下(英)政府委員 それが本法の目的、趣旨の
一つでございます。特定製品につきましても、型
式承認を受けて製造事業者の登録をされた人は、
例外なしに損害賠償保険に入ってもらいますし、
個々の製品で検定を受ける方々には、強制はでき
ませんけれども、これまたできるだけ入ってもら
うという行政的な勧奨措置によって補っていき
たいと存じます。それから、自主的な形でいく方々
は、協会に入ると同時に保険に入ったことになり
ます。したがって、従来の事後措置に比べ
ると、一定の基準もできてきますし、レベルアップ
されるものと信じております。

先ほどの先生の御質問に答えますが、圧力な
べにつきましても、十一件の事故及び苦情がござ
います。それから登山用のザイルにつきましても、
新潟県の山、丹沢の例、また小丹沢金尾羅岩で起
きました事故の三件の報告がございます。新潟県
の場合は、ザイルが切断し転落したため即死をさ
れております。水中ガンにつきましても、現在まで
一件の事故報告がございます。東京江東区でござ
います。二十八歳の青年が即死をいたしました。お
ります。それからスポーツ用ヘルメットでございま
すが、これは東大のアメリカンフットボールで起
きた事故、これは後日死亡しておりますし、早稲
田の野球の例は、頭蓋骨折で後日死亡しております。
二件、顕著な事故報告を受けております。

○板川委員 このザイルの事件などは、私はその
後裁判になっているんじゃないかと思っております
が、こういう圧力なべの事件、あるいはザイル、
水中ガン、スポーツ用ヘルメット、これらの事故
は、その後当事者間で、メーカーと被害者の間で
どういう解決を見ておりますか。

○山下(英)政府委員 おっしゃるとおりに、メー
カーと被害者の間の訴訟になっているものもござ
います。

いですが、全部について報告はございません。原
則的にメーカーの賠償責任をどこまで認めさせる
かという話し合いが行なわれております。

○板川委員 今度この法律によって生産物賠償保
険がかけられた場合に、こういう事件が起きたと
きにはどういう解決を見ますか。いま、これらが
メーカーと被害者の間で個々で争いがある、なか
な解決はしないという形になっておりますが、
この消費者保護法である消費生活用製品安全法案
が成立を見た場合に、消費者であるこれらの被害
者がどういう保護を受けられるか、この法律の恩
典を受けるか、従来と変わった保護を受けられ
るかという点を伺っておきたいと思っております。

○山下(英)政府委員 損害賠償の根本につきまし
ては、この法律によって、民事、刑事ともに例外
なり改正をするわけでございせんので、従来ど
おり、民事訴訟あるいは刑法の適用がどうなるか、
そういう変わりのない方式で根本は定められるわ
けでございまして、先ほど御指摘のよう
に、損害賠償保険がほぼ普及する、全面的にか
かっているから、そうしてそれは一千万円までは
損害賠償するということまでございまして、
保険が非常に取りやすくなる、これが一つでござ
います。

それから、私も、この協会をつくりました
あとは、協会が何かとこの損害賠償について実際
上消費者に役に立つように運営をしていくべきで
あり、そうなると思っております。特に諸外国と
日本との保険制度の差等で、保険事故が起きまし
たときの査定とか審査とかというもののについて、
被害者当事者が加害者と直接やるといことは非
常に困難な場合がございます。本来、保険会社同
士でやってくれば簡単なんですけれども、困難
であり、被害者にどうしても不利になることが多
いと思っております。そういう面につきましても、協会
が消費者の立場に立つて公平な助言をしていける
立場にあると思っております。

○板川委員 安全協会の活動にまつほかないと思
います。

時間の関係で先へ進みますが、この第三条で、
最後の部分ですが、「当該規格又は基準に相当す
る部分以外の部分について品質の基準を定める」
こう言っております。なかなかむずかしい定め方
だろうと思いますが、具体的にどういうふうな定
め方をいたしますか。

○山下(英)政府委員 たとえば食品衛生法の器
具、容器包装、おもちゃ、あるいは毒物及び劇物
取締法の特定家庭用品等がございまして、これら
の製品におきましては、二つ以上の観点からその
安全性が問題になっている場合が多いわけであり
まして、従来の既存取締法でその一部の安全性が
規制されておりますが、この法律が目的としてお
ります安全性は、この法律によって基準を定めて
いこうというのが、第三条後段の趣旨でございま
す。

それで、圧力なべに関しまして申し上げま
す。その材質の中から溶け出してきた有害物質が食
物に混入して人体に害を及ぼす、これは食品衛生
法の領域でございまして、圧力なべの特に
物理的な装置の不完全から爆発で事故を起こす
という場合には、本法によって基準を作成し
規制をしていきたいと思います。

○板川委員 わかりました。
次に移りますが、この安全を表示する場合に
二つあります。登録業者が型式承認を受けて安
全マークを表示する、検定を受けて安全マークを
表示する。この場合に、検定を受けた者には表示
義務があるが、型式承認を受けた者には必ずし
も表示することを強制してない。「附することが
できる」。こうありますが、その理由はどういう
ことですか。

○山下(英)政府委員 型式承認で登録された人も
やはり表示をしたら困るためでございます。
さいます。御案内のように、これは特に零細企業
等のことも考慮いたしまして、個々の製品による
検定という制度を設けてあるわけでございまして
が、政府側が一品一品検定をして合格したもの
ももちろん表示を張ります。と同時に、責任を持

る大きな製造業者の場合には事前に製造施設等を
認定いたしますが、その場合はその認定はむしろ
きびしく、そこでもって認定しました以上は、そ
の業者は保険にも入って損害賠償責任も一定の基
準でとってもらい、表示もしてもらい、自分
の責任でこの法律の体系の中にあるいろいろな条
件は全部完備してほしい、こういう趣旨でござ
います。

○板川委員 私の読み違いでしょうか。第六条で
は「第三条の規定により定められた基準に適合し
ているときは検定に合格したものとし、これに主
務省令で定める方式による表示を附さなければ
ならない」。こういうふうに表示の義務を課して
おります。しかし第二十七条では「第二十三条第
一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認
に係る型式の特定製品を製造したときは、これに主
務省令で定める方式による表示を附することがで
きる」。こういっております。第六条の表示は「附
さなければならぬ」。第二十七条の表示は「附す
ることができる」とあります。第二十七条は表示
をしなければならぬという義務を課してござ
います。

○山下(英)政府委員 おっしゃるとおりに、この
条文の表現は若干わかりにくくなっておりまし
てたいへん恐縮でございまして、この表示に関し
ては第四条が基本でございまして、第四条の規定は、
登録業者も検定を受ける人もいづれも表示しな
ければならない、この基本をここで定めまして、
そして、もちろん検定の場合には政府が検定して政府
が表示しますが、第二十七条の場合は、そういう表
示義務があるけれども、登録された人はそれが省
令の基準に合えば自分で張ってもよろしいという
ことで、第二十七条のほうがむしろ付随事項でござ
います。

○板川委員 四条には、そうしなければ販売して
はならない、こうあるわけですが、第二十七条には
そういう一つの緩和された規定があるのですか
ら同ったのですが、では、型式の承認を受けた登録
製造業者も、四条によってすべてこれは表示する、

こういうふうに理解していいわけですか。——わかりました。

次に三十六条で伺いますが、製品安全協会の目的として、終わりの行に「消費生活用製品によって生じた損害のてん補を円滑に実施するための業務を行なうことを目的とする。」というふうな規定をされております。これは製品安全協会が中心となつて生産物損害保険をかけて、事故が起つた場合にその損害をてん補する、こういうことをうたつてあるのだと思うのですが、どうも立法技術上の問題だと思ふのですが、そのものずばりを何か書いてない感じがするわけです。この三十六条の安全協会の目的は、ここではそういう損害保険の問題を言つておるわけですか。

○山下(英)政府委員 この協会の仕事は、これまでちょっと複雑といひますか説明を要すると思ひますが、関係業者は、協会に入り、一定の金額を納めて、そして事故が起きたときは直ちに被害者に賠償するわけですが、協会は、その集めたお金をもとにして保険会社と保険契約を結ぶ。したがつて、事故が起きたときの賠償責任というものは、もとより加害者である製造業者及び直接関係した業者でございしますが、その損害賠償に対して、この三十六条にございしますように、協会は「生じた損害のてん補を円滑に実施するための業務を行なう」と言つてみれば、それを側面から助成、補助して促進していく、これが協会の趣旨かと思ひます。そして六十三条の三号が、さらに詳しくその業務内容を述べておる次第でございします。

○板川委員 この六十三条の三号の説明をしてみてくれませんか。

○山下(英)政府委員 ある製品におきまして、その製品を製造、輸入、販売する事業を行なう事業者が「一般消費者の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがないと認められるものについて、その欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じた場合にその被害者又はその遺族が一定の金額の範囲内でその損害の賠償を確実に受けることができるようにするための措置をとる」と。確かにわかりにくいあれでございしますが、関係業者が自主的に協会に入り、政府の特定製品ではないけれども、自主的に安全性を確保したいとして安全基準を設け、表示してきたものが、欠陥があつて事故が起きた。その事故によつて損害が生じた場合に、その被害者または遺族が賠償金を確実に受け取れるようにしよう、これが三号の趣旨でございします。したがつて、協会は通常の損害賠償交渉を消費者の側に立つて助成、手助けをするという業務かと思ひます。

○板川委員 ここでいう「消費生活用製品」というのは、当然特定製品も含まれていすね。それが一つと、「賠償を確実に受けることができるようにするための措置」というのは、具体的にどういう措置を安全協会はとられるのですか。書いてあることを読むのじゃ、だれだつてわかつているのですよ。だから、具体的にこれがどういふことを意味するのか説明してほしい、こういうわけですか。

○橋本政府委員 第六十三条第三号の趣旨は、遺族またはその被害者が確実に賠償を受けるということにポイントがございします。ここで予定しております措置は、生産物賠償責任保険を協会が保険会社との間に締結するということを意図しております。

○板川委員 そうしますと、契約は安全協会と民間の損害保険会社がやるでしょう。ですから、事故があつた場合には、被害者になりかわつて安全協会が損害保険会社と交渉するのですか。

○橋本政府委員 先ほども先生御指摘ございましたように、消費生活用製品には特定製品と自主製品を含んでおるわけでございまして、それぞれの製品を製造する人、販売する人、あるいは輸入する人が、協会に対して申し出る任意ベースの方式で考えております。

○板川委員 どういう事業を行なう者が申し出るだろうと予定しておりますか。私が言いたいのは、よく通産省で、法律はせつかくつたけれども、その適用を受けるのが三年たつても一つか二つだというような例があるから、申し出を受けようという措置をとるんだといつてゐるのだから、申し出をどの程度受ける予定をしておるかという事なんです。たとえば、電気用品関係の事業者などは、当然自主的に申し出をするんだらうか、こういう意味からも聞いています。

○橋本政府委員 いわゆる特定製品を製造する者の中でも、登録なり型式承認を受ける人につきましては、登録する際の基準といたしまして、さような人たちがみずから保険措置を講じているかどうかということを確認することになっておりますので、こういった人たちは、どちらかといへば協会のほうには参加してこないだらう、最も多いのは民間の自主責任でやっておる、そういった人たちがこの申し出をなす場合が多いかと思ひます。あるいは法律上、既存取締法との関係で二重規制を排除するために、本法の適用を除外しているものもありまして、この保険措置につきましては、使用上の契約の問題でございしますので、そういった人たちの申し出もあるかと思ひますが、数にしてどの程度出てくるかということにつきましては積算根拠はございません。

○和田説明員 電気用品の場合、御指摘の生産物賠償保険に入っている例は、われわれの調査が十分なものもありましようが、まだ少ないようございします。それで、本法の損害賠償に入るかどうか、入り得るような形になっておりますので、今後必要に応じて検討してまいりたい、そういう

ふうに考えております。

○板川委員 この法律ができると、安全表示をしたり、あるいはこの保証のマークをつけたり、さらにJISマークあるいは家庭用品品質表示マークと、いろいろこのマークがはんらんをいたしますが、こういう幾つも表示マークが続くというのは、何かこの場合、保証のマークと安全のマークを一緒にできるのは一緒にするんですか。それとも別々に二つ張るんですか。

○山下(英)政府委員 まぎらわしいことを心配いたしまして、別々に二つつけてもらおうと思っております。

○板川委員 時間が少なくなりましたから、手数料について伺いますが、実費を勘案して手数料をきめるといわれております。この手数料はどの程度のところであるのか、それから、この保険料はこの手数料の中に入っておりますが、これは保険料と手数料、別々に取るんですか。

○山下(英)政府委員 手数料は、国のほうがやります検定料あるいは型式承認の場合の登録料、型式承認料、こういうものを含めまして、私どもの計算では製品価格の〇・五%前後、一%以下に当たる金額に押えらるると思っております。それから、業者が協会に入る場合、この場合には保険料も含んで協会に納付してもらいます。

○板川委員 これは大臣に伺います。

この九十三条に、「何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に對し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。」と規定してあります。何人も大臣に申し出ることができる、この条項は非常に進歩的でない条項だと思ひます。公取委員長にこれは読ましてやりたい条文だろと思ひます。公取では、御承知のように、地婦連が当事者資格がないといつて拒否されておるようなことから考えますと、何人も大臣に申し出ること

ができる、これはけっこうな条文であります。前向きな条文であります。ただ、せっかく大臣に苦情が直接できることになつても、本法に言う消費生活用製品安全法の対象となる部分というのは、他のものと非常に入り乱れておるんですね。たとえば、コーラにしても中身は食品衛生法だ、爆発するびんは本法の適用を受けるのか、あるいは圧力なべにしても、ふたのはうはこつちだけれども、あるいは材質は別だといふふうに入らぬ入らぬで、そして他の法律にない残つたところをこの法律で全部やるというものですから、いろいろ競合してしまふ。だから苦情を申し込んで、農林省のことを通産省に持つてきたり、通産省の分野のことを農林省関係に持つてきたりする。主務大臣ですから、厚生省に持つていったり、通産省に持つていったり、農林省に持つていったりするだらうと思ひます。これは消費者行政の一元化という点からいいますと、通産省に苦情がきたならば、通産大臣は、農林省のことであつたとしても、あるいは厚生省のことであつたとしても、それに適当な措置をとつてやること望ましいのではないだろうか、これが国民に對して親切な行政じゃないか、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○中曾根國務大臣 お説のとおりであるだらうと思ひます。農林省扱いのもの、あるいは厚生省扱いのものでありまして、お申し出があればこれを検討いたしまして、その主管庁のほうへこちらのほうからも連絡をとつてあげて、そしてそれ相應の行政措置をこちらのほうとしても要望して、消費者本位に管轄間の連絡をとつてサービスする、そういうことでやらしたいと思つております。

○板川委員 これは通産省、農林省、厚生省、そういうところがおもだと思ひますが、ぜひひとつ話し合つて、相互に一元的な運営をしてもいい、苦情処理について本法の運用を期待いたします。

最後ですが、事故があつて、消費者が、業者なり販売業者なりに苦情を申し込む。たいていの場合は業者のほうになるべく責任を回避している。しかし、消費者連盟とか、そういう団体が入ると、メーカーが入つてきて、わりあいに親切な解決になる、こういうように大きいところ、政府なりあるいは消費者連盟というような団体が出ない、消費者一個ですと、販売業者なりメーカーなりというものは、苦情が出てなかなか取り上げない、いきなりが多いですね。

そこで、この法律はただに一つ欠陥があるので。それはどういふ点かといふと、消費者が苦情を申し入れた、あるいは事故があつて交渉した、そして業者と消費者との間で話し合ひをして示談をし、それを政府が知らない場合、行政が知らない場合があるといふことです。本来なら、そういう事件があつたら、こういう事件がありまして、これはこういう措置をして示談が済みまして、こういうことを行政官庁に報告せよとおかなくちゃならないと思うので、先ほど聞いても、農林省の方、通産省のほうで、事故が起つた、それをどういふように処理したかといふ、その方法さえわかつていない。自動車の場合には型式承認で許可をして、そして万一故障があり、苦情があつたりした場合、業者から報告をさせておきます。これは法律的な根拠はないにしても、行政的に報告をさせておきます。ですから、これも百円やつた、二百円で示談が済んだという程度のものは別として、ある種の金額以上の事故の賠償あるいは当事者間の示談、そういうものがあつたら、メーカーはこれを報告するように義務的な行政指導をされたらいいのじゃないでしょうか。産機構からはそういう点が答申をされておると思ひますが、法律上では除かれていますが、この点は大臣どうお考えですか。

○山下(英)政府委員 大臣の御答弁の前に、いきさつを簡単に報告させていただきますが、事故報告をこの法律で強制づけるかどうかといふ点もたいへん議論した個所でございますが、何といつても、法定いたしますと、罰則がかかり、非常に強制力を持つものでございますから、今回はこれをやめまして、先生御指摘のとおり、行政指導によつて事故報告、情報収集を完備させて、それと兼ね合わせて運用していきたいと思つております。

○板川委員 時間となりましたから、終わります。

○田中(八)委員長代理 神崎敏雄君。

○神崎委員 では、質問をさせていただきますが、大臣が十二時三十分に出られるといふことを聞きますので、また後半にお越しのときに大臣に對する質問をさせていただきます。初めに消費生活用製品安全法案はきわめて重要な法案である点をまず指摘しておきたい、こう思ひます。

それは、この法案の目的、定義をはじめ法案要綱だけを見ても、一般消費者の生命または身体に對する危害の発生を防止とか、生命または身体に重大な損害を生じた場合とか、こういう文言が、この小冊子の中だけでも十カ所も出てきております。したがつて、事は非常に重大性を持つといふことになりまして。

そこでまず第一に、定義の項に、カッコの中で、他法令の規定により安全性が確保されているものを除く、こういうふうにあります。安全性を確保されているものといふのは、現時点ではどのようなものであるかを聞かせていただきたい。これがまず第一です。

○中曾根國務大臣 本法は原則として落ち穂を拾う。特別法によつて、電気器具であるとか、そのほか幾つかあげられております対象として規定され、規制されている、そういうものは、それぞれの特別法によつてこれを規制いたしますが、それでカバーされない一般的な消費生活用品等について、落ち穂を全面的に拾おうという意図でつくられておるものでございます。だから、エアボケットをできるだけつくらないようにしていきなといふ考え方に立つて、基準とか、製品とか、そういうものについていろいろ法律的にも苦勞し

ておるわけでございます。特別法による部分については、おのの特別法によりましてその主務官庁がいままでどおり安全性を規制していく、そういう考え方に立つて運用していきたいと思っております。

○神崎委員 この除くという中身については、大臣じゃなくて当局の責任のある方にゆつくり聞きますが、もう一点続けて大臣に聞いておきたいのは、「消費生活用製品安全法の必要性」というこの小冊子ですが、これの四ページの「従来の製品安全対策」これをひとつ見ていただくと、「政府においては、従来からも電気用品取締法、ガス事業法、食品衛生法等の取締法令あるいは各種の行政措置により製品の安全性確保、向上を図ってきたところであり、また、民間においても製品の安全性確保、向上に対し自主的な努力を払ってきたところである。しかし、遺憾ながら全体として国民が十分満足できる範囲と水準において製品の安全性が確保されているとはいえない現状である。」というふうにいわれているのですが、こういう現状を認められた現段階で、特に最後の「遺憾ながら」以後の文言について、大臣の意見を聞いておきたい。

○中曾根國務大臣 近時消費生活関係の政治を重要視する機運が高まっておりますが、通産省といたしましては、私は着任以来無公害社会の建設、それから消費者や社会福祉の重視、そういう行政方針をとってまいりましたが、いままですれぞれ特別法に基づいて規制も、あるいは業界もみずから協会をつくったり、検定基準をつくったり、検査システムをつくったりしてやってきておりますけれども、実際の状況を見ると、電気器具につきましても、特別法のいろいろな規制があるにもかかわらず、事故が起きたり故障が起きたり火事が起きたりしているというのもございますし、あるいはそういう網の目のない場合には、コカコーラのびんのように、たいへん迷惑をかけたようなケースもございますし、あるいは小説の主題になった「氷壁」のナイロンザイルが切れるか切れないかというふうな、ああいうような問題も起きてきておるわけです。

これからますます消費生活は万般の方向に伸びていく可能性もございますから、われわれの知らないいろいろな分野に伸びていきますし、国民の安全度というものがかわってくる分野というものが広がってきておるわけでございます。そういう面から見ても、行政当局として、規制する範囲を機動的に広げるように用意をしておく必要がございます。そういう面を考えまして、本法の制定というところになったわけでございます。

○神崎委員 そこで大臣、この「遺憾ながら」というのは、われわれの常識から理解して、従来やってこられた当局のこういう問題についての行政上の監督といえますか、管理といえますか、そういうものが不十分であった、あるいは不徹底であった、こういうふうなことの認識が前提になつて、遺憾といふことをここであらわしておられる、こういうふうに、反省を含めた意味がその中に含まれておるといふふうに理解してよいですか。

○中曾根國務大臣 そういう意味も含まれておると考えます。それと同時に、社会事象一般としてそういう故障や事故が多くなつてきているということ、これは国民としても、行政当局としても、まことに残念しくござつて、そういう意味も入つておるわけでございます。

○神崎委員 そういうふうにお認めになつた。国民としてもということばは少しはひかひかかるところですが、この場合は、国民はそれの影響による被害者の対象であります、行政当局が出している文書の中に「遺憾ながら」ということがあるのですから、これは結果として国民が被害の対象になつたのであつて、あくまでもこれは行政当局の行政措置の不十分さをみずから認めて、そうして遺憾であつたというふうなことがむしろ謙虚に表現されたというふうに私は善意にとつていふのですが、それでいいですか。

○中曾根國務大臣 もちろんそういう意味も入つております。

○神崎委員 では、第三に「安全法の必要性」、これについての質問に移つていきますが、この「安全法の必要性」の三ページですが、製品別苦情件数の表が出ています。ここで出ておりますのは、製品別で食器、容器、これは苦情件数が千三百九十六、電気器具が八百五十八、これが二番目に大きいですね。それから衣料品、寝具、これが二百七十七件、ガス及び石油器具が二百三十四件、家具、台所用調理品百七十七件、台所用調理器具が七十二件、その他雑品で六百二十二件、合計三千六百三十六件。これは、この数字的な件数を捕捉されただけなのか、それとも、これに對しての措置をおとりになつたのか。もしおとりになつておれば、具体的にこの中身を報告してもらいたいとともに、その他雑品というのが六百二十二件もあります、この雑品の中身もひとつ詳しく教えていただきたい、これはあとの質問とも関連がございします。

それと委員長にお願いしたいのは、大臣またあとでお越しになるので、認めましたので、次官にひとつ来てもらつてほしいと思ひます。

○山下(英)政府委員 ただいま御指摘いただきました年間三千六百三十六件の事故苦情件数の内訳でございしますが、この苦情は、通産省と、そこにございしますように、各都道府県消費生活センター等で受け付けたものでございまして、中でも通産省が受け付けたものは五百八十七件ございします。これらのうち、それぞれ事後処理を要するものにつきましましては、私どもとしても商品テストをやる、また関係業界に必要な行政指導をする等、事後処理もしてきております。

一、二例を申し上げますと、ガス瞬間湯沸かし器でございしますが、これはいまお読みいただきました四番目のガス及び石油器具の一つでございしますが、異常燃焼事故が相次いで発生いたしました。工業品検査所で直ちにテストを行ないましたところ、やはり内部構造に問題があるということがわかりましたので、その商品のメーカーと販売店に對して、全品点検をする、そうして異常の

発見されたものは無償で修理し、取りかえるようにということ指導した次第でございます。

また、検査所自身でも試買検査をするために町の中のガス湯沸かし器を買取りまして商品テストをやつた次第でございます。

圧力なべの例を申し上げますと、圧力なべを使用中突然爆発したという苦情が頻発いたしましたので、工業品検査所では直ちに試験を行ないました。苦情の中で消費者側が使用方法に間違いがあつたというのにも相当に見られました。しかし、こういった器具でございしますから、メーカーに對して、もっと使用者が間違ひなく使えるように、その表示それから使用の方法等について完備をするようにという指導をいたしました。御承知のように、あそこ二つノブがございしますが、火のほうをあとからつけたりますと、ガスが充満したところに点火して爆発するというようなごく初歩的な使用上のミスもございしましたので、そういうものを除くよう徹底した次第でございます。

その他、樹脂加工製品等についても事後措置をとつております。

その他雑品六百二十二件の内訳につきましましては、現在資料がございしませんので、後ほど報告させていただきます。

○神崎委員 まことに不十分な答弁で、一番大きな食器、容器の千三百九十六には触れられないで、また三番目に大きなその他雑品には触れないで、そうしてこの欄からいくとガス及び石油器具二百三十四件、これは五番目の数です。この中でただ二つだけ、ガスと圧力なべのことだけ言われた。そうして通産省がその中でも五百八十七件捕捉してある。あとはどうしていたのか。

そこで、先ほど大臣に聞いたように、反省をしているのか、行政上の指導についてどうか、「遺憾ながら」という文字を使っているのは反省を含んでいるのかと言つたら、それを認めたので、そのことをこどもも認めたわけですね。

そこで、具体的にあとに問題が関連があるからというので、先ほどから聞いたのですが、その中

第一類第九号 商工委員會議録第十四号 昭和四十八年四月四日

○山下(英)政府委員　ただいま和田技術長が答えられましたのは、電気製品取締法の関係でございまして、私のほうからホルマリンの食器だなの御

報告を申し上げます。

この例は、先生がいま御指摘になっております苦情処理の例でございます。これもその中の一つでございますが、最近合板意匠をした食器だなどが非常に流行して、これは御承知のように接着剤を多量に使って合板をつくっておるわけでございますが、その接着剤にユリア樹脂系あるいはメラミン樹脂系等が普通あるわけでございますが、ほうっておきますと、どうしても値段の安いユリア系のものを使われやすい。苦情のおもなものはそのユリア系の接着剤を使った戸だなでありまして、これの場合には接着剤の中からホルムアルデヒドという化学製品が生まれて鼻を突く、こういうことでございます。

この苦情に対して通産省はどうしたかといえますと、関係業界に対して、日本合板工業組合連合会及び社団法人の全国家具工業連合会に對しまして、今後ユリア樹脂系でなく、他の、たとえば先ほど申し上げましたメラミン系等、他の樹脂による接着剤にかえるようにという指導をいたしました。

また、今回お願いしてあります法案を出す前にございまして、そのとき家庭用品品質表示法という法律が別にございまして、その法律による指定品目に食器戸だなをしようかというところで手続を考えたわけでございますが、むしろ今回の法案及び別に厚生省がやはり今国会に提出を予定しております法案等でこれらの事態は処理できるものと期待しております。また、従来食器戸だなにはJIS規格の指定がございせんでしたが、この点についても材質、寸法、品質などについてのJIS規格を指定するべく検討をしております。

○神崎委員 どうも答弁と聞いていますことがかみ合わないですね。そういうことを長々と聞いてるんじゃないですよ。最近ホルマリンの食器戸だなが非常に悪いんだというのが苦情としてよく出てきている。魔法びんもそう。電気器具もそう。それで、それについては該当取締法できびしくやっているんだ、ところがこういうものが出てくるんだ、だから新たにこういう法律をつくるんだということなんですよ。だからそういうことをやっているのは、きびしく取締法でやっている側が、どれだけのきびしい中身を持っているのか、やられる側はきびしくやっているのになぜ聞かぬのか、聞かぬのはこのメーカーが聞かぬのか、そしてその食器戸だな一体この製品なのか、電気器具はどのものかということ聞いてるんです。

なぜこんなことを聞くかといえば、あなたもお忙しいでしょうからあまりテレビなどごらんになるひまがないかもわかりませんが、私たちもそうですけれども、たまにテレビを見ておたら、いろんな形のコーンシャルで、もう魔法びんのごときは、十分に一回ぐらいそれを宣伝するでしょう、自分の買ったネットでは。そうすると、これはいいんだなと思って買いますよ。それが、通産省がきびしく監督しなければならぬほどの悪製品である場合には、被害をもちにかぶるのは買った一般消費者です。だから、どういう魔法びんが、どういう電気用品が、どういう戸だなが、通産省がきびしくやろうと思っているのに聞かないのかというのを言ってくれ。結果は、これもさげん言ったように、ほんとうに勇氣のある人だけが苦情を言い出して、泣き寝入りしている人がこれの数倍あるいは数十倍あるんだ、それだけでも三千六百三十六あるんだから。だから、こういうことをこういう公の場所ではつきりすれば、当分はそういうようないわゆる粗悪品や危険物は買わないようにするだろうし、それによって国民の命の危険を守ることができると。非常に命の危険におかされてる者がたくさんあるということとを、何べんも言いますが、この薄いパンフレットの中に十カ所も書いて、事はきわめて重要なんだ。ぼくは、この法案は非常に重要だ、われわれの命にかかわる問題なんだから、そういう立場で質問しているんですけれども、どうもその点が答弁として返ってこない。その点どうです。

○山下(英)政府委員 たいへん恐縮でございます。たが、少し先生御質問の趣旨がわかってきたように思います。冒頭に、昭和四十六年の苦情処理件数で御質問を受けましたものですから、その表からお答えをしておりましたのですが、むしろ、最近特に、この法案を提出するために、私どもが、危険な製品もしくは欠陥製品で、こういうものを対象にしてこの法律をやる必要があると考えておるといふものを御説明したいと思っております。

○神崎委員 そんなこと要らぬのです。これだけでいいんです。簡略にしてもらうていいんです。が、件数を聞いたおたくのほうから、こちらの聞いていないホルマリンの戸だなや電気用品やら魔法びんが答弁として出てきたんですよ。だから私が、それはどのやつだ、どんなやつだと言ったのに、取り締まりをしておりますと言ったから、取り締まりを聞かぬような製造屋はだれだ、簡単に言ったらそういうことを聞いているのに、またもとへ戻って、あなたは、初め数から聞いたから数を言っておる。だからかみ合わないの、答弁によつて聞くところが変わるのがまた一問一答のよさでもあるんでしょう。あなたのほうから、私の聞いていない戸だなが出てきたり、魔法びんが出てきたから、こちらとしては、その戸だなと魔法びんを聞いているんだから、それはどんな戸だなか、どんな魔法びんか、しかも、一生懸命きびしくやっておるのに聞かない業者はどこそこのだれだ、さらにこれをきびしく取り締まると、以後そういうことのないようにいたします、行政指導やら監督を強化しますと言え、次のところへ行けるのですが、次のところへ行けぬような答弁をされるから、行けぬようになるのです。だから、これだけ聞いています。結果はもう出ておるんですよ。

○和田副委員長 では、先ほど申し上げた四十六年度の電気製品の試買検査の一、二例を申し上げますと、電気温水器で、これは技術基準で安全を非常に考えまして、中に水がない状態で、しかも電気を通じまして——そういう状態は普通考えられないわけでございますが、そういう状態のあとで

も、いわゆる電気の絶縁抵抗が〇・一メガオーム以上あることが技術基準で定まっておりますが、試買検査した結果、三菱電機の製品と鳥取三洋電気の製品が、それぞれその技術基準に違反して、絶縁抵抗がほとんどゼロ、これは計器の読み問題もありまして、ゼロになった品物が二つありました。これにつきましては、メーカーに厳重に注意をいたしまして、たとえば三菱電機であります、五千七百二十二台現在すでに売った品物がありますが、それをほとんど全部回収を完了いたしました。そういうのが実情でございます。

○神崎委員 あなたが言われた食器戸だなはどうなんでしょう。

○山下(英)政府委員 食器戸だなにつきましては、メーカー名を調べて御報告いたします。現在は、メーカー名はございません。

それから、先ほど御指摘の雑品の内訳でございますが、練炭、灯油、パンク修理剤、脱臭剤、合成洗剤、シャンプー、殺虫剤、蚊とり線香、化粧品、文房具、時計バンド、自動車用品、プレハブ住宅用品等が雑品の内訳でございます。

○神崎委員 先ほど明らかにされたのは三洋電機と三菱電機の製品というのが二点出ました。三洋とか三菱といえ、これは日本の大企業、大メーカーですね。こういう大メーカーが人体に危険を及ぼすような製品を販売しておたという事実がここでも明確になった。これだけ明らかにしたただけでも、今後国民がこういう製品を買ったときの相対利益になる、予防処置的なことが明らかにされたと思えます。そういうふうな具体的に製品の名前を出して明らかにしていくことが、こういう重要な法案をつくることであって、ただ法律だけできいているが、常にその法律が法になつたり、実施できなかつたりするようなことが起こるの、先ほどからいままでの質疑の中であらわれたようなことが過去においてあったということである、こう思います。

では、これで休憩にしてください。午後また続けます。

うことかといえ、消費生活用品の中の構造、材

質、使用状況、特に問題としてあげたいのは、いま一般家庭で大きな問題になっておるのは中性洗剤、これが入っているんですね。これについて、中性洗剤が関連するいわゆる食器洗い、洗たく用洗剤また住宅用の洗剤、これは非常に使用範囲も広い。中でも中性洗剤には、いわゆるABSというものが混合されている。非常に危険なものであるというように学者では論議されておる。さらに、この有害性については追及しなければならぬという学者もたくさんおられる。こういう段階で、中性洗剤等に関連して厚生当局はどの段階までこの問題を追及しておるか、現状を知りたい、こう思います。

○小島説明員 私のところでは、現在食器及び果実、野菜の洗浄用の洗剤を規制しております。これは昨年の八月に、先生も御案内のとおり食品衛生法の改正がございまして、その際に、二十九条の改正によりまして、食器及び果実、野菜用の洗剤につきましては、食品衛生法の四條及び七條を準用する。つまり有毒、有害のおそれのある洗剤については販売を禁止できるように、あるいはまた七條によりまして品質の規格及び使用の基準を定めることができるようになったわけでござい

ます。それによりまして私どもは現在作業を進めておりますが、食品衛生法の目的といたしましてところは、飲食による危害の防止を目的としておりますので、私どもといたしましては、洗剤を使いますことによりましてそれが食器あるいは飲食物に付着いたしました、身体に入りました際の安全性という観点から品質規格あるいは使用の基準というものを現在作業中ではございまして、できるだけ早く告示に持っていきたいと考えているわけでございまして、先生御指摘のABSの安全性につきましては、実は当時はまだ食品衛生法の中にそういった法的規制の根拠がなかったわけでございまして、その安全性につきましていろいろ問題がございましたために、昭和三十七年に科学技術庁の特別研究調整費によりまして大がかりな試験を行ない、その結果をもとにいたしま

して、また諸外国の文献等をもとにいたしました。当時食品衛生調査会におきまして検討の結果、通常の使用では安全であるという御答申を得まして、私どもも、その線に従いまして使用方法の適正化ということを指導をしておたわけでございまして、私どもとしては、これは今後は法的な規制のせまされてやっつけたいというふうな考えをしております。ただ、この間、私どものほうの大臣も申しましたように、手荒れ等の問題があらりますので、そういった面につきましても、使用の適正化等の方法によりまして消費者の被害を防止するといふ広い観点から考えてまいりたいというふうな存じております。

それからまた、衣料用の洗剤につきましては、別途家庭用品に関する取締法というものにおきまして、こういうものを規制するという考えで厚生省は現在作業をしておる次第でございまして、

○神崎委員 法律をつくる、これは社会秩序を維持するために法律をつくるのですが、問題は法律をつくってこれをつくりつばなしにして置く。言うならば、当局側はつくって事足り、守る人もあるし守らない人もある。ここに二とおりございすけれども、より問題なのは、当局はそれを厳格に守るように、また守らすように指導する。ここでいうならば行政指導でしょう。それが法律を生かすか殺すかであって、何か事が起こった事後に新しく法律をつくる。いかに法治国といえども、法律ばかりでんどんつくっておいて、現実はその逆をいっておるといのが今日の状態なんです。いまあげた洗剤の問題にいたしまして、大臣も言われたように、単に手が荒れるというふうなものではなく、手につぶつぶがでたり、かゆみがでたり、いまこの被害について非常に問題になって、しばしば週刊誌とか、あるいは一般紙に報道され、そういう批判がたくさん出ていますね。その段階でもなお、これが有害であるかないかという点について明確な答弁ができないで、研究中だとか検討中だと言っておいて、そうして一方では、テレビ、ラジオでは、どんどんこ

れでものを洗ったから非常にきれいに落ちるとかなんだとかいう形で宣伝をされて、そして知らない人はそれを買って使う。そうすると手が荒れたりぶつぶつができる、こういうふうなものです。こういうことは、皆さんも私たちも同じ時代の同じ時点に生活をしているのですが、全然そういうことは皆さんのまわりには起こっておらないのですか。御存じないのですか。いまお答えになった方、どうですか。

○小島説明員 先生の御指摘のような手の荒れの問題につきましては、私どももいたしましては、いろいろな苦情等の資料も入手いたしまして、油よ

す。私どもとしては、洗剤につきましては、油よ

それを落とす力が非常に強いものでございまして、これを非常に洗浄力の強いものの場合には、これを長時間いろいろ作業いたします方の場合にはどうしても手の荒れが起きるといふような問題点がございまして、そういった場合には手袋をお使いいただくとか、あるいはあとでクリームをお使いいただくとか、そういった面の御配慮をお願いしたいということ、洗剤に対する表示等によりまして、消費者の御配慮をいただいた使用をお願いしたいということをやっておるわけでございまして、それからまた、先生のおっしゃられるように、いま学者の方々の中で、ABS洗剤につきましましては、あるいはまたほかの洗剤につきましましては、種々の研究報告があるわけでございまして、これらにつきましましては、最近も、実は先生御案内のとおり、三重大学の三上教授の御研究があったわけでございまして、私どもとしては、直ちに私どもの担当官並びに国立衛生試験所の専門家を派遣いたしまして、先生の御研究につきましましていろいろ御教唆をいただきました。これにつきましましては先生の御報告もあ

りまして、それに続く実験を行なうということをして、先生にもお約束しているような次第でございまして、私どもとしては、こういった問題について、先生御指摘のように真剣に取り組んでまいりたいと存じますし、また御法をつくりつばなしで取り締まりをいいかげんにするといふようなことではない、ぜひ法律に基づいた十分な取り締まりを行なうて国民の安全を考えてまいりたい、努力したいというふうな考えを、お答えをいたしたいと思います。

○神崎委員 精神的な方向といふか、あなたの考え方については積極性があるように聞こえます。しかし事具体的になると、よっぽど積極的な実践をやっていたらかなければ、それは精神主義的な結果しか残らない。というのは、先ほどあなたが

か油が原因であった。

これはどういふことになったかといへば、人体に皮膚炎症を起こして、そして肝臓に障害を与える。私はほんとうに心の底から怒りを持つのは、この障害にかかった母親から乳を飲んだ赤ちゃんは、あるいはこの母親から生まれてくる赤ちゃんは、皮膚が黒くて、そしてまっ黒な赤ちゃんができるというような悲劇があった。まことに不幸な事件であった。当時これも世に喧伝された事実です。そこで、これはどういふことになっているのか、すね。このカネミ油脂事件が発覚する少し前に、一九六八年の二月から三月にかけて、九州、中国、四国地方のブローラーのひなが、食欲減退を起して活力が低下し、開口呼吸などの障害が起こつて、二百万羽の鶏が発病した、四十万羽から五十万羽が死亡した、こういう事件が起こつた。これはその年の六月にすでにカネミ油脂のダーク油が原因であるということがわかった。ところが、カネミ油が危険であるということについては、何ら当局からは警告されてなかった。先ほどから事前にいろいろとマークをつけるという話もありましたけれども、この段階では、そういうことがなかった。

そして十月の三日に患者自身が保健所に届け出て初めて調査に入った。そしてカネミ油脂患者は、二月から十月までの八カ月、この間も知らないから食べておったわけですね。そうすると、先ほど紹介したように六八年の二月にダーク油で鶏が死んだ。この鶏が、全部事前に調べておれば、二百万羽も鶏を発病させることにならなかったのです。そしてこのPCBというものは、一たん地上にあらわれると非常に分解がしにくい、半永久的になくならないという非常にやっかいな性格を持っている物質です。それがまた一たん体内に入ると排せつもしないで、いわゆる脂肪組織の中に蓄積されていくという物質です。したがって、手足や皮膚を通じて体内にずっと蓄積されていくのです。このPCBがいま年間世界で約十万吨でできている。そのうちアメリカが三万七千トン、日本では一万二千トンが生産されている。こういうふうにいわれているのですが、さらに二、三日間の資料をまたあてて紹介しますが、こういうものがいま横行しているのです。

通産次官、こういうような現況で、過去の実績と現状をいま私がここで紹介したことに、そしてその後のいわゆる所管当局といいますが、監督当局として、厚生省を含めて通産省としてもどういふふうにお考えになるか、ひとつ御意見をここで聞きたいと思うのです。

○塩川政府委員 PCBのお尋ねがございましたが、結論を先に申し上げて恐縮ですが、PCBは有毒であり、また人体に非常な危害を与えるという事でございまして、昨年から製造を中止させております。そして先ほど来神崎先生の御質問をずっと承っておりまして、要するに、いろいろ危険なものがあるのに、これに対してどう対処していくのかという姿勢、これがいままでも非常に消極的ではないか、こういうことが終始一貫御質問の中にうかがわれたのであります。

そこで、私たちも、このように、現在非常な技術革新が行なわれ、経済の成長、それに伴って消費生活も非常に多様化し複雑化してまいりまして、想像もできないようなものが次から次へとつくられてくるようになってまいりました。これらに対して、一つ一つ新しい製品に対して安全性を確かめていくという、的確にそういうものをつかんでいくって、そしてそれを消費者がお使いになるように指導していくのが理想の形だと思っております。しかし、なかなかそこまではいままでも手が行き届かなかったのをごいまして、現在通産省も、いままでの産業育成、経済成長中心としての通産行政から、二、三年前から国民のニードを中心とした通産行政に大きく転換しようとしているとございまして、その国民のニードの中で一番強いのは、やはりそういう製品の安全性とか、あるいは有利性とかいうような、消費者が使う場合のほんとうの安全とか有利というふうな

の中心が移ってきておると思うのであります。したがって、今回提出させていただいております製品安全法につきましても、いわばおそきに失したと私は思いますけれども、いままでもやはりこういうことを行政指導の範囲内で処置をやつてきたのであります。いまや、もうそれを行政指導だけではなくて、こういう土俵をきちっとつくて、その中でしか製造とかなんとは許しませんよ、こういうきびしい姿勢で臨んでいこうということでございますので、その点もあわせてひとつ御理解賜わりたい、このように思います。

○神崎委員 いま通産次官がおそきに失したと言われて、先ほどの中曾根さんの遺憾ながらというところと同じ立場に立った御答弁であるので、そのことについては、私はそれでよいと思います。これまた何べんも断わりながら言いますが、命が大事ですから強調するのですが、次官も御承知だと思ふのですが、この法案についていかにわれわれが重要に思うかということについて続けて申し上げたいのは、たとえばPCBというのは、御承知かもしれませんが、大体百年ほど前に発明されたのです。これが実用化したのは一九三〇年、これはアメリカが最初でございます。

このPCBは熱や酸、アルカリに強く、また水に溶けにくいので非常に絶縁性に富むのです。そこで、人類の化学工業上の傑作で、技術的には理想に近い物質である、こういう評価がある。したがって、この用途も非常に広い。たとえば、この法案と関連があるからこへ連れ出してきたのですが、蛍光灯、塗料それから冷蔵庫、洗たく機、クーラー、電子レンジ、トランス、印刷用インキ、接着剤、床タイル、トイレレットペーパーなど、これは数え切れぬほど利用されているのです。そういうような形で利用されているが、しかし一たんこれが自然界へ出ましたならば、先ほどからあげているように非常に悪い影響を及ぼして、人体に及ぼす影響はきわめて大きく危険だ。そこで、この処置について、いま次官がおっしゃるよ

うに、この法律でほんとうに完全を期せるかどうかといふところまではあとにしますが、そうなまやさしいものではないのだ。そうして現実には、このことは、一方では取り締まりをしようとする側面を持ちながら、さらに一方では野放しになっているという実際問題が非常に多いということです。これも続いて御意見を聞く前に紹介しますが、これは単なる一部分ですけれども、たとえば絶縁油の関係では、トランスの絶縁、コンデンサー、ペーパーコンデンサーも一緒ですが、中でも私は一番気にするのは、たくさんありますけれども、時間の関係で一つだけ言いますが、あの新幹線です。われわれが乗せてもらっているあの上の屋根にあるパンタグラフ、あそこがPCBの容器がついているんです。絶縁体で。これはある時期にまた交換しなければならぬ、このことをひとつ覚えておいてほしいと思うのです。

それからコンデンサーの絶縁体の中には、先ほど言った蛍光灯、水銀灯、それから冷蔵庫装置、洗たく機、ドライヤー、電子レンジ、モーター、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、こういうものに大体百カネクロールから五百カネクロール、ときには千二百五十四という一番最高の数字もあがっておりますが、これがあつたということとです。

それからもう一つは、熱媒体、加熱と冷却のほうですが、これは食品工業、それからもちろん化学工業もですが、紙製品、紙製のいわゆるトイレレットペーパーも含むのですが、製紙工業、それから薬品工業、プラスチック工業、アスファルト工業、船舶、暖房、パネルヒーター、乾燥機、こういうものはいわゆる熱媒体の中にある。それからもう一つは、絶縁用の可塑性のあるものです。これについては電線やケーブルの被覆、これもそうでしょう。それから絶縁テープ、電気製品用プラスチック成型品、それから難燃剤では、ポリエスチレン樹脂、ポリエチレン、ゴム。その他では、いわゆる接着剤、化学といし、ニス、ワックス、アスファルト、床タイル。

それから塗料、印刷のインキでは、いわゆる難燃性の塗料、防水性塩化ゴム塗料、塩化ビニール塗料、ポリウレタン塗料、セルローズ塗料、印刷インキ、ノンカーボン紙——われわれがよく使うカーボン紙もそうです。

それから潤滑油の中では、高湿潤滑油、作動油、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤。

その他、紙や毛織物のコーティング、カラーテレビの部品、農薬のビルドー、陶器の彩色、それから電子複写紙。

これはあげれば、これを読んでもいたら何ほどもありますが、これが全部、いま言うPCBによってやられる。だから、一つの進歩の側面もありながら、人体に非常に大きな影響を及ぼす側面もある。

こういう形から見て、最近このPCBについて通産省が基金二億円でその対策を立ててになって、研究協会を建設省が設置する、こういうことになっておるのですが、大臣も来られたので、ひとつ意見を聞かしてもらいたいのですが、昭和二十九年以来わが国において生産されたPCBは五万七千トン、そのうち輸出入を考慮しても、わが国において消費されたPCBは五万三千トン、このうち電気機器関係、つまりトランス、コンデンサー等が、いま紹介したように圧倒的に多くて三分の二を使用している。それらに使われているのは大体三万六千トンというように評価しているのです。

そこで、この分析に当たった京都の衛生研究所の藤原邦達主任は、いろいろ言っていますが、これについて、先ほど紹介した新幹線等を使っているあのパンダグラフのものを取りかえる場合でも、大体いま日本でこのPCBの廃棄処理ができるという焼却炉は、鎮化に二基とモンサントに一基あるだけだ。そして、現在年間約六百トンの処理しかできない。しかし、現実には千八百トン処理しなければならぬ、こういうふうになっているわけですね。そうすると、その千八百トンから六百トンを引きますと、千二百トンの処理が、い

まどこでされているのか。野ざらしになっておるのかどうか。これは聞くところによると、ものすごいカロリーの高い、熱度の高いもので焼却しないと消えないのです。そうすると、今度でいくる官民基金二億円でやられるこのPCB対策の研究協会では、こういうことが消化できるのか。こういう形について、まずこの段階で御意見を聞きたいと思うのです。

○塩川政府委員 PCBが百年前に発明されたというところをお聞きいたしました、啓蒙されました。それだけの長い歴史を持つておる化学物質でございまして、これがやはり相当な効果があるといえます。利用するならば非常に有益に使えるというところに問題があった。けれども、これが有毒であり、またほんとうに人体に危害を及ぼすということになりまして、それで、あわてて中止しますか、早急に製造中止をいたしました。現在製造を中止いたしました。仰せのように、過去において製造したものが方々に使われております。おっしゃる通りに、日用品なりあるいは事務用器具あるいはまた一般の原材料としても使われております。

そこで、このように広範に使われておりますものを極力現在回収をいたしておりますが、この回収が一ぺんにできにくいような状態でございます。それと同時に、一ぺんに回収はできないにいたしました。これは年次計画を立てて早急に回収するという手段を講じておるのであります。それともう一つ、代替するもの、代替品、これを早急に開発していかねばならぬ。この二つの問題があると思えます。けれども、代替よりも、とりあえず回収を先にすべきであるということから、昨年から鋭意この回収につとめております。

回収状況等につきましては化学二課長から詳しく答弁させていただきますのでお許しくださいと思うのですが、ついでには、こういう化学物質が、われわれの日常生活にいろいろ入ってまいりますので、今回、化学物質の審査及び製造等の規制

に関する法律というものを作成いたしました。今国会に提出させていただきます。この法律等によりまして、製造なり使用、こういうものに対する規制をきつくと同時に、これが実際に使用される前に十分な事前審査をしていくべきだ、そして国民の生活の安全というものをこういう面からも守っていかねばならぬ、このように思っています。

つきましては、回収状況につきまして化学二課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小幡説明員 PCBを回収いたします場合に、そのPCBが使われている状態というものが幾つかの種類があるわけでございます。たとえば熱媒体に使われているPCBにつきましては、これは液状という形になっておりますが、トランスあるいはコンデンサーに使われているPCBというのは、液状部分もございまして、固形の部分に含浸された形になっているものもございします。

それからまた、感圧紙に使われておりますものは、御承知のとおり紙の中に入り込んでおるというような形になっておるわけでございます。

それです、トランスとかコンデンサーとかいういわゆる閉鎖系に使われておりますPCBは、もちろん御指摘のように量が非常に多いわけでございますけれども、これは使われている限りにおきましては、環境に流出することはない。ただし、これを廃棄します場合に、注意しなさんとそれがそのまま環境に流出するということで、廃棄の際には確実な回収をしなければならぬということでございます。しかしながら、トランス、コンデンサーは寿命が非常に長い製品でございますので、これは長期にわたります。廃棄の際に確実に回収するという手段を講ずることとしておるわけでございます。

それから、感圧紙のような開放系のものにつきましては、これはすでに四十六年二月に生産をやめたわけでございますけれども、現在市中に出

回っております在庫は、ほぼ五、六千トンというものが最終需要者の手元にある、こう推定されておりました。これは現在、官公庁等で使用されているものは厳重に保管するようにお願いしております。また一方におきましては、民間で使用するものについては、現在感圧紙メーカーが中心になって回収を行なっております。二月末現在で約千二百トンが回収をされておるわけでございます。

それから液状PCBにつきましては、これは主として熱媒体に使われているものを現在回収しておるわけでございますけれども、二月末で約三千トンが回収されておるわけでございます。そして御指摘のとおり、このPCBの液状のものにつきましては、現在その焼却炉が鎮化化学と三菱モントの両社にございまして、能力が非常に小さいということで、昨年通産省におきまして、特に大きな量を生産していた鎮化化学に対して、年間千八百トンの焼却炉を増設するように指示をいたしました。しかしながら、現在兵庫県のほうにおきましてPCBの焼却を待つようにという指示がございまして、いままでに約百三十トンの焼却をしておりますけれども、そういう指示がございまして、現在は約二千八百六十トンほど保管をしております。そしてその保管状況は、タンクに約二千六百トン、ドラムで約二百七十トン保管しておる状況でございます。

それから固形の部分に含浸されておりますPCBの処理につきましては、これは液状PCBを焼却するような技術がまだ開発されておられませんので、先ほどお話のありました研究会等で現在研究している最中でございます。

○神崎委員 この点についてはわりあい具体的に焼却をされていると思うのですが、御承知のように、九千度以上のものではないと焼却できない、焼却炉の少ないことはさして置いて、PCBを完全に焼却しようと思えばね。

一方では、日本列島改造で新幹線九千キロといわれておるうちに、新幹線をどんどんやっつけてい

く。そしてあの新幹線の電車のパンタグラフにはPCBの容器がついていますがね。ところが、あれが走っているうちにそこらへばね散らしていくようなものですね。

もう一つはカラーテレビで、最近では白黒よりもカラーテレビのほうが普及されているような状態ですが、これにもたくさん使われている。先ほどから言っているように、一面は、絶縁体として進歩の側面を持ちながら、人体に影響を及ぼす側面を持ちながら、とにかく使われている、こういうような状態ですね。そしてたとえば松下電器、これは一番代表的だから名前をあげるのですが、あそこらはカラーテレビに使うときにPCBなどをどのような処置をしておるのか、あるいは保管しているのはどのような保管をしているのか。いまお答えになったドラムに詰める、私は知っていますよ。だから具体的なことを御存じだなどというのとはそのこと自体も、非常に回りのものは戦々恐々だ。そんな状態なんです。言うならば、一面放射能みたいな物質的な性格を持っているものだから、そういうようなことについては、監督官庁のほうから、そういう電気会社、カラーテレビ等をつくったり、電車等をつくってPCBを使用するよう業者に対しては、保管管理だとか、そういうものについては何か行政指導といいますが、この場合、行政指導というのは当たるか当たらないか知らないが、科学的な指導といったほうが適切かは知りませんが、それはどういふことになっていきますか。

○小幡説明員 まず国鉄新幹線用のPCB入りトランスにつきましては、これは現在まで他に代替品がないということで使われておるわけでございます。ただ、国内の製造のほうは昨年やめましたので、PCBの供給源というものはすでになくなっておるわけでございます。そこで国鉄のほうにおきましては、PCBにかわる代替品の研究開発をいま行なっているというふうに私も聞いておるわけでございます。

それから電気製品等に、特にテレビ等に使用されるPCBの問題でございますが、昨年三月、通産省におきまして、家庭電気製品のように回収が非常にむずかしいというものにPCBを使ったトランスをつけないように、つまりそういうトランスにはPCBを使わないようにという行政指導をしております。現在ではもちろんそういう家電製品にPCB入りのトランスをつけれられるというようなことはなくなっておるわけでございます。

それから保管の問題につきましてどのような指導をしたかという御質問でございますが、確かにドラムに詰めて大量にこれを積んでおくというのとでは、万一の危険ということも想定されますので、できるだけタンクに入れるようにという指導をいたしました。ただ、昨年タンクが十分でなかったために、通産省のほうにおきましてタンクを増設するように行政指導をいたしまして、一時は数千本のドラムが積まれていたわけでありましたが、現在では、先ほどお答えいたしましたように大部分がタンクに入れられて、約一割程度がドラムの状況で保管されているということでございます。

○神崎委員 これは四月三日の朝日新聞ですが、「滋賀・草津工場近く」「池では一万六千PPM」「PCB汚染田に鉛」というような題なんです。わが国で一番初めにこういうことが問題になったのもやはり草津のコンデンサ工業ですが、私の住んでおります大阪周辺では、高槻に松下電器、ここでもいわずに非常に高濃度の汚染問題が起こって、当時問題になりました。

さらに、昨年の二月二十一日に環境庁が発表されたものには、世界第一の汚染度だということが大きいです。これは静岡県田方郡というのですか、ここの共和電器という、これは照明器をつくっている電気会社です。この会社が三百十一トンのPCBを使ったら、そこから排出している排水路、その中にPCBのヘドロがたまっていて、それがなんと八万二千六百PPMになった。これ

に驚いて手を打った結果が、通産省が近く準備される、こういうような一つの研究協会ですか、これは名前も仮称で書いていますから、ここでは仮称だといって逃げられそうだから言いませんが、じょうずに仮称とカッコ書きで書いておきますが、もはやこのPCBに至っては、研究協会とか研究するといふような段階ではないのだ。

そして先ほど紹介したように、母体から出すいわゆる母乳で子供の皮膚が黒くなる、こういう人道上許されないような大問題がまた起こっている。これからはばつばつそれを研究するというような段階でないわけであり。法律をつくることは一歩前進で、このことについての評価は別といたしまして、さらにこういう現実があるということを一貫して午前中から言っておるわけなんです。大臣、初めにも言ったように、非常に人体に危害を及ぼした生命に影響が大きいというものは、たった二〇ページほどの小冊子の中に十カ所も出てくるほど重大性があるといつて評価しているのはこんなですね。したがって、こういう問題は、単なる弱点を追及することを主とした問題ではなく、ほんとうに腹を据えてこの問題に取り組みなければ、ほんとうに国民の命と暮らしというものを安心をさせる――国民の暮らしはそれだけではなしにあらゆる面にたくさんございませうけれども、この問題一つ取り上げても、われわれは非常な危険の状態のところをいま立っているという認識のもとに、私は、この官民基金二億円でやられる仮称ですけれども研究協会ですか、こういうようなことではまことに不十分だ、国民の生命を守るには責任が持てない、単なるこういう法律だけでは解決できない、これはほど深刻な問題はないというふうに思うのですが、せっかく大臣、来られているので、この際、私の取り上げている問題について、ひとつ大臣の見解といいますか、この問題について将来に向かっての抱負といえますか、これをひとつ国民の前に安心をするように積極的な御答弁、意見をいただきたいと

思います。

○中曾根国務大臣 本法案を作成する考えの動機の一つは、やはりPCB問題がございまして、非常に刺激されていろいろ発案の動機にもなってきたところでございます。PCBの問題は、約六万トン近くが生産されて、まだ未回収の分もあり、またこれが処理について、必ずしも大規模に処理する方法は確立されておられません。これらの問題を至急解決して、国民の皆さんに安心を願うということが政治としても非常に大事であると思っております。PCBの問題はPCBの問題として、われわれは国会でもいろいろ御注意をいただきましてから、真剣に処理していきたいと思っております。それとあわせて、本法案につきましてもいろいろ御示唆を願ひまして、いい法案として万全を期して、国民の皆さんにあわせて御理解と御支持を願うようにいたしたいと思っております。

○神崎委員 では、PCBの問題はこの辺でおい、もう一ぺん法案に戻りますが、これの一五ページの資料三、「昭和四十六年における炭酸性飲料びん破裂事故および被害状況」、これについて、コーラ、これはコカコーラのことでかと思うのですが、三百十件、しかも眼球傷害三件、縫合手術四十三件、その他百六十八件、計二百三十三件、これはどのビールのかわかりませんが八十七件、こういうような形で合計二百九十七件、こういう炭酸飲料びんの破裂事故が捕捉された。これは警察庁が調査しているのですが、こういう警察庁の資料だけをこへ転載されたのか、この過程で、関係当局はこの事件について何らかの手をつつけられているのか、これをひとつ聞かしていただきたい。ただ単なる警察庁の調査資料をこへ並べられたのか、どういふことなのか。

○村岡説明員 この資料は、私どもこの安全法を立案するにあたりまして、警察庁で調べておりますところによりましてこの表をまとめていただいた、こういう経緯でございます。

○神崎委員 まとめていただいて、ここへひとつ

けたということで、この過程でどういう処理が行なわれたか、たとえばココロラの会社と眼鏡障害の二名の患者との間にはどのような処置をつけたこと等は御存じないのですか。数だけですか。

たしました関係で、四十六年の七月には、ポトラズ協会という形の協会ができてございますが、こういった人々を農林省に招きまして、取り扱ひ上の注意あるいは製造業者が守るべき事項というふうなものにつきまして注意をいたしました。それからさらに、流通過程での取り扱ひ等につきましても注意事項を周知徹底させるように、また、消費者のほうの扱いにつきましても、その取り扱ひについての注意をするような指導をいたしまして、四十七年の一月ごろになりまして新しい方法といたしまして、びんをコーティングいたしましたり、あるいはポリエチレン製のものでキャップをかぶせるというふうなことにいたしました。安全性をはかつたものが開発されましたものから、四十七年の一月からは新しいびんを使うように、特にホームサイズにつきまして指導をいたしました。

通達の内容といたしましては、びんの回収から製品に至るまでの製造工程ごとに給点検をして、特に検びん体制の強化をはかるといふこと、それから第二番目は、人身事故防止の見地からびんのコーティング措置等をできるだけ採用するように検討してもらいたいというところ、第三番目には、今度は、製品の運搬あるいはあき容の回収、そういうふうなびんの流通過程におきまして取り扱ひの安全対策を特に強化してもらいたい。特にその中では、製品及びあきびんの取り扱ひについては従業員及び販売店の教育を強化しなさい。それから入れる箱のほうでございまして、運搬容の改善等についても検討してもらいたい。それからさらに第四番目は、一般消費者に對しても、容の取り扱ひについて十分啓蒙徹底をはかるようにしてもらいたいという趣旨の通達を發しておる次第でございまして。

この資料の一〇ページに販売禁止項目というやつがある。この販売禁止項目の中で、「安全基準に合致しない特定の製品の販売等を禁止することとし、万一安全基準に合致しない危険な製品が流通した場合、製造業者等に対して回収を図る等危害を防止するための適切な措置をとる」、中身はこうなんだが、題は「販売禁止等」というのです。ね。こういうふうなことで、いままで言われた中から見て、自今このような事故が起こるようなことがあった場合は、この資料の一〇ページの第三項に書いてある「販売禁止等」というやつを実施されるのかどうか。

それに対してきたという経緯がございまして、非常にふえてきたという経緯がございまして、同時に、負傷者も非常にふえてきたという経緯がございまして、それに對しまして、私も通産省といたしましては、四十六年の七月に日本製罐協会に對しまして、びんの強度検査基準、ガラスの破片の飛散防止等について研究するように御依頼を申し上げました。同年七月には、工業品検査所という検査機関がございまして、そこにおきましてびんの破裂の原因の究明テスト、これは非常にむずかしい試験検査等を行なつたわけでございますが、それを実施いたしました。

その結論といたしましては、びんのそもそもの強度自体には大きな問題はないようでございますが、ココロラの入ったびんをハンドリングする過程におきまして、いろいろかなり荒い取り扱ひ、ハンドリングをするというふうなことから傷がつくケースが間々あります。その傷が深化いたしましたして、温度の変化、内圧の変化に伴ひまして破裂事故を起こしているのではないかと。それからもう一つは、びんの肉厚等の問題でございまして、デザインがややくびれた形になっておりまして、比較的肩のところで破裂事故が多く起こっているというふうなことから、どうもその辺に原因があるようだという究明をいたしました。

さらに、八月の後半に至りまして、八月の二十二日と記憶しておるのでございますけれども、ココロラポトラズ協会、それからベブシコーラポトラズ協会あるいは麦酒協会、それから全国清涼飲料工業会というものがございまして、炭酸飲料に対する容の事故防止についての農林経済局長名の通達をいたしております。

その、時間もだいぶたつておりますので少しピッチをあげますからかためて答えてほしいのですが、たとえば、これもたくさんありますけれども、少しだけ紹介しますが、石油ストーブ用のタングのドレン受け容器が破損して家屋が全焼した、北海道。電気髪ごてでやけどをした、静岡。ガスこんろのグリルでやけどをした、愛知。それからアルミやかんが黒変現象を起こした、茨城県。訪問販売で買った消防法違反の家庭用消火器、長野。こうしていろいろたくさんありますけれども、こういう一方では危険なものと、一方では不正品が出てくるのです。こういうふうなものを、ここに指摘している二百九十七件も同質のものだと思ひますが、わざわざここに「販売禁止等」という項目を設けられておるのですから、安全基準に合致しないというふうな製造業者に對しては回収だけではなくに販売禁止もやるのだというところは、法律でうたつておくだけなのか、実施されるのか、これを聞きたいのです。

それ以外にも、農林省におきましても、いろいろココロラポトラズ協会のほうに對します指導等をしたわけでございますが、それについては農林省のほうから御説明をするようにいたしたいと思ひます。

しかしながら、昨年の八月時点でも、前年に比べまして事故件数ははるかに減少はいたしましたけれども、なお数件の事故が発生しております。このことから、八月の時点でポトラズ協会の幹部を農林省に招きまして、ガス入りびんの取り扱ひについてさらに注意をするように指導いたしました。

〇神崎委員 いや、危険であるということと認められたんですねと云つておる。私の認識と一緒ということはどういうことか。あなたはほとくの認識がわかつておるのか。

〇山下(英)政府委員 今回の法律が実施されましたときは、炭酸飲料用のびんは特定製品として指定するつもりでございまして。そうしますと、政府が直接基準をつくり、基準に合格したものには表示をいたしますが、その表示のない品物は販売することができません。もしも基準に合致してないものが市場に回つておつたというふうな場合には回収を命令いたします。

〇神崎委員 なぜそれを聞くかといへば、次に、

〇神崎委員 そうですね。そうしたら、コーラが一時イタリアを中心にしてヨーロッパでこれによく似た事故が起こつて販売禁止にされた、いまでも二、三の国ではココロラは売らさないと云うような国があるというふうな聞いておりますけれども、これは事実か、どうですか。

〇神崎委員 そうですね。そうしたら、コーラが一時イタリアを中心にしてヨーロッパでこれによく似た事故が起こつて販売禁止にされた、いまでも二、三の国ではココロラは売らさないと云うような国があるというふうな聞いておりますけれども、これは事実か、どうですか。

〇神崎委員 そうですね。そうしたら、コーラが一時イタリアを中心にしてヨーロッパでこれによく似た事故が起こつて販売禁止にされた、いまでも二、三の国ではココロラは売らさないと云うような国があるというふうな聞いておりますけれども、これは事実か、どうですか。

〇神崎委員 そうですね。そうしたら、コーラが一時イタリアを中心にしてヨーロッパでこれによく似た事故が起こつて販売禁止にされた、いまでも二、三の国ではココロラは売らさないと云うような国があるというふうな聞いておりますけれども、これは事実か、どうですか。

〇神崎委員 そうですね。そうしたら、コーラが一時イタリアを中心にしてヨーロッパでこれによく似た事故が起こつて販売禁止にされた、いまでも二、三の国ではココロラは売らさないと云うような国があるというふうな聞いておりますけれども、これは事実か、どうですか。

〇神崎委員 そうですね。そうしたら、コーラが一時イタリアを中心にしてヨーロッパでこれによく似た事故が起こつて販売禁止にされた、いまでも二、三の国ではココロラは売らさないと云うような国があるというふうな聞いておりますけれども、これは事実か、どうですか。

〇神崎委員 そうですね。そうしたら、コーラが一時イタリアを中心にしてヨーロッパでこれによく似た事故が起こつて販売禁止にされた、いまでも二、三の国ではココロラは売らさないと云うような国があるというふうな聞いておりますけれども、これは事実か、どうですか。

そのほか、いま先生があげられた品物の中で一部、たとえば電気用品取締法の対象で現在も規制されているものもございいます。また消火器などは消防法で規制をしてももう一つもでございいます。電子レンジは電気用品取締法のほうでやってももう一つもでございいます。石油ストーブあるいはアルミのやかん、こういうものは本法の対象として規制してまいります。その場合に、製造業者の自主規制の対象でいくか、あるいは先ほどの炭酸飲料びんのように特定製品として政府みずからが乗り出して規制するかは、その実情に合わせて施行を検討していきたいと思っております。

もしも特定製品に指定しなかった、たとえばアルミやかんは自主製品としてやってもよろし、そうすると、法律に基づく協会がこれの基準を自主的につくりまして、そして基準に合格したものについては保証マークを張って販売してもらいます。事故が起きた場合には八十二条によりまして緊急命令を出し、回収をさせます。自主製品の場合には、その協会に入らない人はマークはつけられませんが、販売はできることになりました。

○神崎委員 いまの答弁はちょっと変ですね。その協会に入っているものは、危険であっても危険でなくとも取り締まりの対象外だから規制のなから除外されるように聞こえたのですが、そういうことですか。なかなか私の聞いていた重点は、せっかくここに法律ができるので、こちらの規制とかいろいろな注文どおりにやらぬような、危害を及ぼすようなものには、販売を禁止さす等——等というところがみそか知らないが、等がついているのだが、販売禁止をするのか、しないのかというところだけ聞きたいのです。いろいろなことをおっしゃらぬでもいいです。悪いやつは販売禁止さすのだということかどうか。

〔委員長退席、稲村（佐）委員長代理着席〕
○山下（英）政府委員 二つのタイプを申し上げましたが、民間で自主的にやる部分につきましても、協会に入らない人は製造、販売は自由でございいますが、ただし同時に、第八十二条にあります

ように事故を起こした場合には回収命令を出します。もしその品物が特に危険であつてまかしておけないという場合には、先ほどのびんと同じように特定製品として政府がみずから指定をいたします。それで指定したものは販売は禁止でござい

す。○神崎委員 やつと販売禁止というところを聞かれたんですが、次に、続いて言いますが、九ページの「安全基準の作成」ですね。この中で、構造、強度、爆発性、可燃性、騒音性、刺激性、これについて基準を定められているんですが、私の聞きたいのは、最低何を基準にするのか。何が基準なのか。

それから続いて、検査をするというのは、その検査方法はどんな検査方法をやるのか。たとえば、その検査をする機関とはどういう機関であり、どういう機能を持ち、どういう科学的な裏づけでやられるのか、この二点を答えていただきたい。

○山下（英）政府委員 何がどういう基準かという点を一言で申し上げるのはなかなかむずかしいのですが、大事な点から申しますと、通常の使用という状態においてその製品の安全性が確保されるもの、そういう基準でございいます。（神崎委員「通常の状態……」と呼ぶ）はい。ですから、使用側に異常な状態とか誤りがあつたところまで基準を高めるわけにいかないということでございます。それから次に、多くの商品についてJIS規格がすでにございいますが、これは政府がみずからあり得べき規格を技術的に、相当長期間かかっています。委員会制度で検討の結果、基準を公表してきているわけですが、それとこの法律とは法の目的が少し違ふことは違ひますが、そのJIS規格のあるものについては、これがたいへんな参考になると思ひます。

検査機関でございいますが、これは民間の検査機関を活用する方針でございいます。というのは、現在すでに四十弱の、各品物別に輸出検査機関がございまして、かつそれが全国的に支所、支部等を

持つており、職員がおつて、経験があつて、しかも輸出のほうの必要が少なくなつてきておりますので、この機関を活用する、かつ、政府自身の工業品検査所等の検査を併用していく方針でござい

ます。○神崎委員 それもなかなか抽象的なんですが、その検査の場合、二通りあると思うのです。いわゆる量目的な検査もあるだろう。二リットル入りに二リットル入つておるかおらないかという検査もあるだろうし、それから、たとえば飲みものといったら、これを飲んだら有害か無害かというところもあるだろうし、相当検査も科学的にあらゆる角度からやらなければならぬと思うのですが、そういう機能がどこで保証され——そういう権限等をこの協会が全部持つて、政府は監督的にも行政的にももち外にしたいというならば、責任はその協会のほうに全部ある。あるならあるでよろしいが、それにはいま私があげたような機能全般が保証されているのかどうか。単なる金をやつて組織をつくるだけに終わるのかどうかという点にもなるから、聞いています。

○山下（英）政府委員 第二章の「特定製品」は、国がみずから基準をつくりましますから、これはつくるときから国が責任を持ちます。つくる過程では、審議会の意見も聞きますが、先ほど申し上げたような基準でつくつてまいります。

それから、業界のほうは自主的に基準をつくりまします場合には、協会の各条項が法律に載つておりますが、その条項に基づいて政府は指導監督いたします。

○神崎委員 検査はどうなんですか。

○山下（英）政府委員 検査の基準でございいます。これは製品によつて構造的なもの、性能的なもの、それぞれ違ひますので一がいに申し上げられませんが、検査機関が検査して白黒をつけやすいような基準をまずつくつてもらひまして、それでどこでも検査ができるような基準にしたいというところでございいます。

○神崎委員 聞いている意図と答弁とが合

ないからおそくなるのですが、この九ページの最後に「検査方法を定める」とうたつてあるでしょう。「定める」でしょう。これから考えるんじゃないでしょうか。もう定まつていたのですか。「定める」ですから、これから定めるのですか。そうすると、その検査の方法にも、たとえば液体でいったら、量目の問題がある、あるいは有害無害の問題がある、そういうものを検査する機関は、あるいは機能は、どこでそれが保証して、そしてその中身としての科学性まで完備されているのかどうか。そうでなかつたら検査にならぬ。検査とは目で見て、大体マークを張つておつたらそれでよろしいという検査なのか、そこまで含めて言いますから、ひとつ簡潔に答えてください。

○村岡説明員 具体的に検査を行ないます機関は三種類ございいます。一つは、国みずから行なう場合、つまり国の検査機関。もう一つは安全協会。第三は、安全協会が委託した場合におきます指定検査機関でございいます。

特定製品につきましては、当然のことながら国が本来検査するのが原則でございいます。安全協会、その指定検査機関、これを含めて検査をする能力がある、こう判断されまします検査機関につきましては、法律の四十七条等によりまして、協会等に受け入れ能力があるかどうか十分審査の上、省令で製品を定めまして、定められた製品については協会及びその指定検査機関において検査ができる、こういう体制になります。したがって、十分検査体制があるかどうかということが一つの判断になります。この受け入れ体制のない場合におきましては、当然国みずから検査を行なう、こういう体制に相なります。

○神崎委員 それと関連して、本法律案のいわゆる関係予算表に入りますが、これは人件費はわずかに二十人分です。それから試買検査は十品目。先ほどから相当時間をいただいているいろいろお尋ねをし、お答えもいただいたのですが、これでほんとうに国民を危険製品の危害から守れるのか、いろいろ聞きましたからいろいろな形で答えもい

ただいたのですが、こういう体制で、こういう現
状で責任を持てますか、国民の期待に対して。

○村岡説明員 四十八年度の予算におきまして、
先生御指摘がございましたが、安全基準の策定に
関しましては二十品目の予算を計上してございま
す。たいへん少ないではないかと御指摘だろ
うと思います。なるべくたくさん危険な製品を
特定製品に指定し、安全基準をつくり検査をし
ていくことは、当然われわれの責務でございま
す。ただ、この初年度の予算にしましては、
本法の施行自体が年度末になるという関係もござ
いますので、余裕期間が二、三カ月しかございま
せん。そういう関係から、初年度におきましては
二十品目という形で予算を計上させていただいて
おるわけでございますが、次年度以降、大幅に拡
大したいものと考えておる次第でございます。

○神崎委員 先ほどの数字、三千六百三十六
でしたか、これだけの苦情が入ってきたときに
、あと何カ月か知らないけれども、たった二十品
目や二十品目でこんなたいへんな法律をつくっ
て、そして人体を危険から守つてやるのだという
ようなこととは——先ほど大臣が答えられたよう
な気持ち、PCBに対する考え方についての発言
もありました。ほんとうにこれで安心していい
のかどうか。ただ、三カ月や四カ月だから二十品
目しか手が回らぬ、予算が少ないからこれだけし
か対象としてはあげられないのだというなら、あ
との残された対象物は治外法権になっちゃうので
すね。そうしたら、客観的には国民を被害から守
れないということを裏づけていることになるので
すが、この重要法案がこんな程度でいいのです
か。

○村岡説明員 二十品目の予算で十分かという御
質問でございますが、私も決して十分であるとは
考えておりません。今後四十九年度における予
算その他の動きを通じて、十二分に国民の期
待にこたえるような運用をいたしたいと存じてお
ります。

○神崎委員 さいせんからほんとうにざっくりばら

んに腹を割った態度で私は質問している。熱意を
吐露したつもりなんです。お互いにあげ足とりの
質疑応答じゃなしに、国民の命をいろいろな角度
から守らなければならぬが、この面からも守る
という立場で情熱を傾けてやろうじゃないか、そ
うのためには、この法案というものは十分なが
らでも一つの側面的な役割りを果たしている。そ
の位置づけの評価もしているわけですが、しかし、
やはりおどろきで、世論がやかましく言ったとき
だけ対処しているような中身しか具体的には保証
されてないですね、機能的にも、それから人員的
にも品目的にも。それはよほどの人でなかったら、
警察とか役所へ苦情を言つてこないです。積極的
な勇敢な人でなかったら、たいがい人は泣き寝
入りです。それでも三千六百三十六あるのだす
よ。そうしたことを予想するならば、少なくとも
五千や六千の対象を考へたら、法律の精神を生かす
というふうな姿勢でなかつたら、ばくは何のため
にこんな法律をつくるのだと言いたくない。た
結局は一般的にはお役所仕事で法律をつくった
けじゃないか。悪いこととするのはおまえらだ。法
律に違反したものは引っぱつていく。中小企
業は法律も十分に知らないし、機能もあまりわか
らない。そういうところは法律違反だ、命令違反
だというふうな形でやつていって、そしてコカ
コーラは世界的にいまだという傾向になつてお
るか、私はイタリアの例を出したが、それも御存じ
ない。こういうふうな段階でやつておるから、こ
ういう数字やこういう裏づけしか出てこないとい
は思ふのです。さらにこれを将来ももっともと拡
充強化していくと言つたら——言わなくても答
えるだろうと思ふのです。それがいわゆる役人こ
とば、役所の処理というように一般にいわれ、国民
があまり期待を持ってない、信頼しない、こういう
答えがずっと残つてきている今日の状態なんです
よ。せめてこういうふうなものだけはさらに——
たとえばそうしたら安全協会というところを取り
上げて、国が二億円出して民間から一億円取る
のです。これは三億で安全協会というものをつ

くるのですよ。この一億円の金を民間から取るの
はどこから取るのだ。時間がだいぶたちますの
で、それも気になりますから総括的に言いますけ
れども、結局保険会社とか、金融機関から金を
集めるでしよう。この金融機関とか保険会社とい
うものはすべて大きな企業、こういう苦情を持
ち込まれるような品物をつくっている企業と極着し
ておることは事実なんです。そういうところから
金を集めておいて、そうしてそういう機関をつ
くつて、そういう機能が十分発揮できますか。塩
川さん、どうですか。やらせますか。

○塩川政府委員 そもそも製品の安全性を確保す
るということは、産業界みずからが努力しても
わなければならぬものでございまして、さりと
て現状においては、それを放置するわけにはい
ない。そこで強力なる行政の網をかぶせてい
こう、こういうことでございまして。したがって、こ
れは国の責任においてあくまでもやるのでござ
います。やはり産業界の自主的な努力というものを
そこにいれさせ、道を講じていくことが、産業界
自体がこういうものに対する大きい関心と注意と
を払ってくれる道であると思ひます。したがつ
て、できるだけ産業界の自主的な努力によつて安全
確保を講じていただきたい。けれども、それでは
不十分でございまして、そこで通産省がこれを
強力に指導し、監督し、実施していくということ
になるのでございまして。

そういたしますと、民間でということになりま
した。メーカーとか、あるいはそういうものに
つながらる人がこの協会に出資をするとかいうこ
とになりました。これは何のためにつくつてお
るかわかりません。そこで、産業界において比較
的といひますか、中立で公正な立場にある人に目
途をつけまして参加を呼びかけておるのでござ
います。金融機関なりあるいは保険会社といひま
すものに、ほとんど私も出資、出捐金をお願い
する予定にいたしておりますが、こういうこと
ろは中立性というものを堅持してくれるであらう
という期待が一番大きいということでございま

す。また、いままでの銀行の活動は、産業界につ
きましてやつておりましたのは、どの業界にも偏
重することなくやつてきておるようには思ひまし
いたします。そういう点につきまして十分なる
考慮、注意を払いながら指導していきたいと
思つております。

○神崎委員 では最後に、もう一回塩川さんに答
えてほしいのですが、次官、銀行の得意というも
のは、われわれじゃないのです。銀行の得意とい
ふのは、大きな企業家とか金持ちなんです。な
かなか企業家です。その銀行から出資さし
ていると、そのお得意先をいじめるような形にな
ることについては——資本主義の今日の構成では
当然そうなるようなことが、許されなければ
も、一般常識でいへば、それが、家庭用
品品質表示審議会の委員名簿であるいは財団法人製
品安全センターの役員名簿、名簿はいろいろあり
ますが、大抵家庭用品品質表示審議会委員の方々
が今度もこの委員会の候補に擬せられ、そういう
ふうに予定されておるといふことも何つておりま
すけれども、二十二人中十四人が業界代表なん
ですよ。そうすると、六四％が業界代表、すなわち
メーカー品を販売されている方。六四％がこうい
うメーカーの販売業者の幹部クラスが、店主とか
社長というふうな人が委員に入つておつて、そし
て中立性などというのはいさよそ期待するだけ——
期待してもよろしいけれども、具体的に期待で
きない。全く中立公正というのはいさよそ期待で
きない。金融機関とか、そういうところから離
れた有能な学識経験者、特に公害あるいはこうい
うような問題を通じて、いろいろな業者との癒着
のない、接触のない人で構成されるべきだ。金は
政府が出したらいと思ふのです。三億のうち一
億円で業界から金を集めるといふようなことを
考えていいたら、先ほど来一貫して答弁されてい
るある種の積極性、ある種のよいことばをつけ
ますが、単にある種の積極性だけが反映するので
あって、そして事実具体的には国民の命を守つて
やるという気持ちはあつても、仏つて魂入ら

ずで形式的な法律に終わる。せっかくここまでやるのだから、もっと裏づけて、もっと強化して、もっと公害や有害物から国民の命を守るといふ姿勢を考へるべきだ。これは国会議員の一人という立場で、日本人の一人として、日本人の一人として、日本の国民の一人として、現状を改善していくという立場に立つ一人として、私は積極的に腹を据えてやらなければならぬと思うのですが、最後に一言意見を聞いて終わりたいと思います。

○塩川政府委員 協会を設立いたします趣旨につきましては、先ほど申しましたこととございしますが、出捐金を依頼したからといって、それ民間の意思を尊重するというのは、この法人に限りましてはさらさらいたさないように十分にこれを注意いたしました。いわば政府の直轄機関であるという感覚でもって進めていかなければならぬと思っております。

それと発起人につきましては、業界の方が実はこれに入っておりますので、その点は御了解いただきたいと思っております。ただ、神崎先生のおっしゃっている、その業界の人が入っておりますというものは、おそらく審査委員会のことであるというふうに思っておりますが、その審査委員会は、私たちが理想的な形と申しておりますのは、学者で、ほんとうに科学的に公平中立な判断をしていただく学者、それからまた、それをつくっております業者の代表、それからまたそれを消費いたします消費者代表、それからまた検査の実務についてまいりました人たちが、経験者、こういう四者で構成するのが理想的ではないか、このように思っております。一方に偏するようなことのないようにいたしたい。そしてやはり一番意見を尊重しなければならぬのは、そういう学識経験者の意見であらうと思っておりますので、構成につきましてはそこらに厚い層をもつていきたい、このように思っております。最後に、先ほど来いろいろと御指摘ございしましたように、現在のわれわれの家庭生活だけじゃなくて、生活一般を取り巻きますところの物資な

り機材が非常に複雑になってまいりまして、これはどうかおっしゃった、ほんとうにどんなところでどんな危害が出てくるかわからぬというの、私も先生と同じような感情でございします。でございします、こういうことの心配のないように、あらゆる努力を傾けてやっていかなければならぬ。

そこで、先ほど予算の問題にも触れておられたのでありますが、とりあえずことは発足でありまして、年度内におきますところの回数も少のうございまして、それだけに一刻も早くこの法案を通過していただきたいという気持ちでわれわれはばいばいございします。そして早急に準備をいたしまして、年度内にでき得ればその二十品目を目標にして進めていきたい。これが一応ことしじゅうにルールを引かれましたならば、そのルールに乗りまして来年はもっと積極的に軌道に乗せていきたい。そして再来年には、この協会をつくってほんとうによかったなというような成果が大いにあらうようなことになっていきたい、このように意欲を持って取り組んでおりますので、その点も御了解をお願ひ申し上げる次第です。

○稻村(佐)委員長代理 松尾信人君。

○松尾委員 この消費生活用製品安全法案の質疑を重ねていくわけでありまして、最初、先ほどお話がありましたが、四十六年における苦情の件数、それから四十六年度における飲料用びんの破裂事故、それからこうむる被害の状況が出ております。このように苦情件数自体も三千六百件をはるかにこえておる。また、びんだけの事故、それらの被害が二百九十七件も警察庁の調査で明らかにされておる。このような事実、これは単に四十六年だけでありまして、逐年、その前にもあったわけでありまして、次官から、非常に時期を失した感があるという先ほどのお答えがありまして、いまの気持ちはわかりますけれども、また審議会において一年数カ月、念を入れていろいろ審議をしておる。そういうこともありまして、このように法律の提出がおくれたとも思いますが、

が、やはり事故や苦情の件数なり、この被害の発生状況等からいいますれば、このような安全法というものはすみやかにやるべきだったと私は強く感じます。ですから、そういう面を反省されまして、そして一年以上の念を入れた審議といえども審議でありますけれども、われわれから見れば、通産の諮問、それにこたえての審議会の答申という大きなズレがある。われわれはむしろそのように見るわけですが、でありますから、もう一回そのような面の反省と、いまもおっしゃいましたけれども、本法を今後遂行していくための基本的な姿勢というものを次官からはつきり聞いておきたいと思ひます。

○塩川政府委員 私たちの生活を取り囲みますあらゆる物資、機材、こういうようなものにつきまして、かつては部分的に、たとえば電気機器でございまして電取法なりあるいは食品につきましては食品衛生法あるいはガス器具というふうなものにつきましてはガス事業法等、そういうふうな非常に危険性のあるもの、あるいはその懸念を持っておるものにつきましては個々に法律がございまして、そこで規制を続けてまいりました。

しかしながら、最近におきましては非常に複雑なものいろいろと考案されて、新しいものがどんどん出てくる。そこでこの法案が必要となったのであらうと思ひます。ところが、先ほど松尾先生のおっしゃる様に審議に一年半かかってきたというございしますが、これは結局どのよう規制していくのが一番的確であるのか、それから基準をどういうように定めていくのかがいいのかというふうな準備を兼ねての審査、これに手間どつたように思ひます。したがいましめて、この法案が今日こうして上程される段階におきましては、そういう基礎となります問題はあらかじめ用意されて、その上で法案が提出されておるものでございまして、よくございしますように、一応考え方を法律にして出して、そして法律が成立してから肉づけをしていくということではなくして、そういうあらゆるものが検討されて法律と

して出してまいったようなこととございします。それだけに時間がかかってしまひまして、これはほんとうに申しわけなかった、このように思ひますが、それだけに法案が成立いたしましたら、その時間のおくれを極力取り戻してまいりたい、それだけの下地をして出させていたたい、こういうふうにとつ御了解していただいて、時間のおくれしましたことはごかんぱん願ひたいと思ひます。

○松尾委員 非常に苦情件数も逐年多くなつておる。それだけ一般消費者というものは実害を受けておるわけですね。でありますから、いままでも消費者の利益を守るためにいろいろの措置をとつてこられたと思ひます。その点で法案はいま提出されてありますけれども、過去何カ年というそのような苦情の件数、また一般消費者の被害を受けている実態、そういうところから消費者の利益というものを確保するためにどのように企業責任を追及してこられたか、どのように企業というものを指導してこられたか、この点はいかがでしょう。

○山下(美)政府委員 従来から各種の取締法令がございまして、食品衛生法、電気用品取締法等でそれぞれやってまいりましたことは御承知のとおりでございますが、それからはずれた一般の消費生活用品についてどうしてきたかという点でございしますが、これにつきましても、もちろん法律の根拠なく、特別の法律がなくとも試買検査も予算をとつてやってまいりましたし、また、業界に対して事故のありますたびに行行政指導によつて事故除去の指導をやつてまいりました。

反面、業界側におきましては、石油燃焼器具等の例にも見られますように、みずから安全確保のために自主的な基準をつくり、それなりのマークを張つてやうというところもやつてまいりまして、これに対しては、政府は促進助成をしてまいりました。事故が起きたときに個別の業者、業界にどういう指導をしてきたという詳細は、また御質問

どうかというような気もするわけですが、その点のお考えはいかがですか。

〔稲村（佐）委員長代理退席、委員長着席〕

○村岡説明員 この法律におきまして、新製品が発生するのを予定している対応するため、考えまされたのは、実は八十二条に規定されている「緊急命令」でございます。特定製品になっていない、あるいは場合によっては安全協会の自主基準の対象になっていないもので、続々開発される新製品による危害が発生した場合においては、八十二条の規定によってカバーするようになっております。しかしながら、新製品につきましても、事故が起ったり、あるいは事故が起る急迫した危険があったり対策を講じたのではおそれいではないかということも先生御指摘のとおりでございます。なるべくその事前の段階におきまして新製品については審査が行なわれることが望ましいということとはもとよりでございます。私どももいたしましては、工業品検査所におきまして新製品、これはかなりの数のばらばらのが年々開発されておりますが、それを事前に検査をするという予算を千数百万でございますが、初年度分といまして確保してございます。新製品については工業品検査所で調べていく。いささかでも疑いがあるならば、十分その検査を行なうとともに、必要があれば本法に基づく八十二条の命令を発動する、こういう体系で考えてまいりたいと存じます。

○松尾委員 それもうんと力を入れませんか、これは大事な問題だと思います。この「一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い」という問題ですけれども、この「多い」という判断ですね。たとえば損害が起った場合、破損したとか火事にまでなつたとか、こういう「多い」というのはどういうところで具体的ににきめていくのですか。

○村岡説明員 「危害を及ぼすおそれが多い」ということにつきましても判断基準といしましては、危害のひどさ、大きさと申しますが、それが

一つ。第二番目は、危害の頻発度、比較的軽い事故であつても事例としてたくさん起る、こういうような二つの要件によって考えてみたいと思ひます。この判断は、この法律に基づきまして審議会において十二分の議論をする、こういう予定にございいたします。

○松尾委員 品質基準の問題では先ほどちょっと触れましたけれども、「使用状況等」とありますね。この「使用状況等」は家庭も含めるのか。家庭まで届く段階における使用状況か。これはあとで損害賠償の問題が起つた場合にどちらにその原因があるか、どちらが悪かつたかというとき大いに論点になると思うのですけれども、たとえばびん等の場合、「使用状況等」というのはどこに触れてくるのですか、具体的に言えば。

○村岡説明員 本法第二条に規定されております使用状況の趣旨でございますが、これは直接的には消費者が使用するその使用状態をいうわけでございます。場所は、家庭内であつても家庭外であつても、当該商品を使用する状況をいうわけでございます。消費者が使用する限りにおいては、その場所を問わないわけでございます。したがって、ここで言わんとする趣旨はたとえば登山用のザイルという商品がございします。使用されるのは岩場、しかも、それは厳冬の温度が非常に低い岩場とか、いろいろな場所で使用されるわけですから、ザイル自身はそれほど危険だというものではもちろんないわけでございますが、そういう使用状況を勘案して「一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い」かどうかというところを考へるわけでございます。そういう使用状態を考へながら特定製品を指定するのだ、こういう趣旨でございます。

○松尾委員 そうしますと、清涼飲料水のびんでありますけれども、これはやはり家庭における使用状況、そこで手荒な扱い方をしたとか何とかいうことになります。これは立証義務者が家庭になります。それでは困るのでありまして、やはり運送途中における取り扱い、そういう面にお

いて傷がでましまして、家庭では何れも使用上の誤りがないのに事故が起る。このコーラのびん等は家庭の手荒な使用によつて起つたのではない。むしろ家庭に届くまでの状態において何かの瑕疵、そういうものがあつたのじゃないかと思うのですけれども、その点ははっきりしておきまさんと、あとでもめてくると思うのですが、どうですか。

○村岡説明員 御指摘の責任の所在の問題でございますが、この問題が非常に重要な問題になるのは、補償の問題をいたしますときに、一体だれの責任であるかということも明らかにする必要があります。であるかと思ひます。この場合におきましてはいろいろ責任の所在が区分されます。コーラのびんで申し上げますと、メーカーの責任、そのメーカーと申しますのも、そもそも傷めをを出したびんのメーカーの責任、それからコーラのボトルの責任でございます。びんに詰める過程におきまして、工場の操作等において何らかの傷がついて、それが爆発等の原因になつたのではないかと、そういうある種のメーカーの責任、それから三番目は、安全協会の責任というの、場合によつてはあり得るかと思ひます。

これらの責任の所在というものは、民法法の体系によつて責任の所在が明確にされるものでございしますが、本協会が行ないます被害者救済制度におきましては、これら責任の所在のいかんにかかわらず、協会、メーカーひつくるめて被害者救済制度の対象にする、こういう予定にしております。

○松尾委員 特定製品に指定するときに、結局「使用状況等」という問題が大きな一つの観点であるということから、そのようなメーカーの段階、ボトルの段階、または末端における輸送、取り扱い、そういう問題がありまして、一々それを明確にしていくなことは実際上困難じゃないか。また、ほんとうに運送中、家庭にくるまでの取り扱い方もびんは荒っぽいんですよ。そういうことは防げるのかどうか。「使用状況等」、そういうこと

によつて特定製品としてこれは指定すると思ひますけれども、いまおっしゃつたとおりいろいろの段階があります。その段階を追つていろいろ調べていく。最後には損害賠償の問題もからんできまして、「使用状況等」の点においてどちらに責任があるのかということもなつてまいりますから、これはよくよく深く検討しておきまさんと、家庭にくるまでに重大な問題があるであらう、このように私は思ふのですがね。もう一回どうですか。

○村岡説明員 特定製品を選定する基準、安全基準をつくる観点、それらを含めましてこの使用状況の一つの重要なファクターとしてわれわれ考えたい、かように考えております。

○松尾委員 重要なファクターがございすけれども、非常にむずかしい問題ですね。しかし、それをやらなければいけない、こういうことであります。それから八条の二項六号で「その被害者に対してその損害の賠償を行なう場合に備えてとるべき措置」、こういうことがありますけれども、この内容は何でしょうか。

○村岡説明員 第八条の第二項六号で定められておりますのは、登録製造事業者の一つの登録基準にもなつてゐる項目でございます。ここに書いてありますように、当該製品に欠陥がありまして、それが原因で損害が発生した場合に賠償しなくてはいかぬ。当然民法上メーカー等にその責任があります場合に、その賠償責任を全うできるような措置をとっておくという趣旨でございます。具体的には製品安全協会の被害者救済制度に契約を締結しているというものが一つのモデル的な例でございますが、そのほか保険契約をみずから行なう、その他の措置があり得るかと思ひます。

○松尾委員 結局協会に入れ、入つた者はその条文に該当してくるんだ、協会に入れば保険に入る、こういうことになるわけであります。それ以外の方につきましても、いまちょっと触れられましたけれども、協会に入る、保険にも入るとい

のだったらこれは一応理想的であらう。しかし、
そうでない者がやはり非常に問題だ。この法律で
いう「備えてとるべき措置」というのは協会に入
りなさい、また、保険と一緒にそのときは入るん
ですよということだけに尽きるのかどうかという
ことをあらためて聞きたい。ほかに方法はないの
かということですね。

○村岡説明員 協会に入る、被害者救済制度に乗
るとというのが一つの方法でございますが、それ以
外にも、先ほど申し上げました、みずから生産物
賠償責任保険を保険業者と直接締結するという方
法もございますし、それ以外にも、企業内でそのた
めの積み立てをしておくとか、あるいは金融機関
等の保証を受けておくとか、あるいは供託をして
おくとか、いろいろな手段が考えられるかと思ひ
ますが、それらの中で省令によりまして適切な手
段に限定をして定めてみたいと思っております。

○松尾委員 要するに、聞いておられるのはい
よいよ事故が起った場合の損害賠償の問題にな
るわけでありまして、そのときに協会にも入って
いる、保険にも入っている、または事故保険にか
かっているのは比較的やりやすいでありますよ
う。しかしそうでない、協会にも入らない、し
たがって保険にも入っていない、事故保険もない
というふうな、そういうのも相当政府の希望にか
わらず実在するであらう、こう思うわけです。
そういう分野をどのように開拓するか——開拓と
いうとおかしいですけれども、網の目に入れてい
くか。それはあくまでも入ってこないからしよ
うがないというふうなことに終わるのかというこ
とであります。

○村岡説明員 この法律の体系、特定製品という
体系と比較的自主的な製品の体系、二つございま
すのは御案内のとおりでございます。特定製品
のメーカーのうちの登録製造事業者につきま
しては、ただいま申し上げましたような賠償のため
の措置をとることが強制されております。これは必
ずそのような措置がとられなければ登録製造事
業にはなり得ないということになります。それ

以外の業者について強制する規定は残念ながらな
いわけでございますが、私も強力な行政指導に
よりまして、危険な製品につきましては本協会の
被害者救済制度に乗るよう極力指導してまいり
たいと存じております。

○松尾委員 この前、ガス湯わかし器のガス漏れ
の問題で親子三人がガス中毒死した。これはその
家庭でガス湯わかし器を買いました六年間経過し
ておるといふ事実がわかったわけですが、これは新
聞記事にも詳しく出ております。普通ガス機器と
いふものの寿命はどのくらいかというふうな
たまたまの基準、判断がありましよう。普通
は四、五年とかなんとかいわれておりますけれど
も、それでこの耐用年数を越えたための事故、こ
れはどういうふうになるのか。そしてそのような
事故の起った場合における賠償問題というこ
とがいまのままであれば、結局家庭におけるガス機
器というものはだんだん耐用年数を越えていくで
ありましよう。事故が起ってからもみなびつ
くするわけでありまして、そのときにメーカー等
における義務づけたり、またはそういうときの損
害賠償問題の判定というものがこの法律上どのよ
うになつてくるか、それを聞きたいのでありま
す。これは事例がありますので……

○村岡説明員 ある種の商品の中におきまして、
耐用年数を経過していたために事故が起るとい
うケースがかなりございます。その場合、私ども
の被害者救済制度におきましてその補償はどう
なるか、これは民法上の損害賠償責任というもの
を確実に受けるための措置でございます。した
がって、耐用年数を超過した場合における事故の
責任の所在は一体どちらにあるかということとは、
民法等の法理にまかされるということになりま
す。その場合、往々にして消費者側にも過失があ
るといふことで、過失相殺というふうなケースに
なり得る可能性がきわめて高いかと思ひます。し
たがいまして、このままでは消費者にとつて非常
に不親切であるということにもなりますので、私
どもこの協会の被害者救済制度を運用するにあた

りましては、当該製品の常識的な耐用年数という
ものを表示するというようなことによりまして、
消費者側にもその辺の注意を喚起するというよう
なことにいたしたいと思ひます。ただし、耐用年
数を表示したからといって、耐用年数経過のもの
についての事故、メーカーに全然責任がないか
ということになりますと、それは決してそうでは
ございません。いままでのケースにおきましても、
メーカーに責任があるというふうなケースが相当
ございますので、そのような場合にもこの被害者
救済制度はなお生きる、こういうふうな体系にい
たしたい、かように考えております。

○松尾委員 この使用上の問題、一般消費者の場
合に正しい使い方がされておるか、そこにも非常
におもちゃみたいなもの、これは単におもちゃを
使つておるといふだけでなくて、なめてみたり
引つぱり合つてみたり、必ず子供がやつておる
こういう問題がありますけれども、このような点
はどのようになつていきますか。使用上の問題に
関連してです。

○山下(英)政府委員 消費者の使用状況、それか
らいま御指摘の耐用年数等、実際の問題では非常
にむずかしい均衡問題が出てくるわけございま
すが、原則的に、今回法律をつくるにあたりまし
て、民法のいまの原則は変えないというたてま
でまいりました。したがって、売り手責任が
従来以上過重されたわけでもなく、また、無過失
賠償がこれによつて一歩踏み出したわけでもござ
いません。したがって、先ほど村岡消費経済
課長から言いましたように、行政的な措置あるい
は協会の実際の措置で耐用年数を表示したり、消
費者側への情報提供等によつて、できるだけ消費
者の請求権利を確保していこう、その辺は指導行
政になります。

○松尾委員 その辺も非常にむずかしい問題があ
りますけれども、やはりあなたのほうのそういう
ものを固めておきまさんと、私は具体的問題で
困られると思うのです。

それから、いろいろ他の法令による取り締ま
り、そういうものが行なわれております。です
から、いま私がおもちゃの例を申しましたけれど
も、本法における取り締まりを受けるばかりでな
くて、他の法令のやはりいろいろの取り締まり規
定というものがあわせて受けなくてはできないと
いう、要するに検定とか、そういうものをこちら
でも受ける、あちらでも受けるというふうなもの
が相当は出てくると思うのですけれども、そう
いう見通しはいかがでしょうか。

○村岡説明員 いろいろ既成の取締法令がござ
いまして、各種の商品の安全について規制をして
いることは御案内のとおりでございます。本法は
そのような安全法体系の中で、消費生活用製品に
ついての一般法、こういう立場をとつておるわけ
でございます。それに対して、既存取締法令は
特別法、この両法令間の調整という問題に関しま
しては、第一点は、公法上の規制の領域に属しま
しては二重規制をしない、こういう原則を立てて
おります。具体的に申し上げますと、当該法令に
よりまして、当該製品の安全性が一〇〇％カバ
ーされている場合は、当該製品安全法の対象にその製
品がならないということが第一点でございます。

第二点は、その既存法令によりましては、製品の
安全性はその商品の一部の項目についてしか規制
され得ないという問題がございまして、これを私
どもの安全法から適用除外いたしますと、谷間に落
ちるものが出てまいりますので、この問題につ
きましては私どものほうの対象にいたしまして、谷
間に落ちるべき安全項目というものは、私どもの
ほうで規制できるように体系になつておるわけ
でございます。そのような意味におきまして、製品
安全法は一般的な法律であるというふうなことが
いえるのではないかと存じております。

○松尾委員 そうしますと、一つの法律で、ある
一つの点を規制しておる、それで現在特別立法が
されておる。ところが、こちらでそれでは不十分
だ、何かやはり事故が起りまして、この材質と
か、構造とか、使用状況等という新たな観点か

ら指定していくとか、いろいろ検査、判定上の問題があるわけですが、両方またがってやらなくてはこれはほんとうに安全であるということがいえない場合が起こるんじゃないか、これを言っているわけですが、絶対にありませんか。片方だけやれば、もう特別立法の分についてはそれに全部おまかせしていけば十分だ、そこにはもう安全でありまして危険はない、だから安全法に基づいて何ら規制する必要はないのだ、こういう断定はできますか。

○村岡説明員 一つの製品につきまして、特別法に全部まかせられるかどうか、この製品安全法でも規制すべきではないか、こういう御指摘でございます。安全項目が異なる場合、たとえば毒性の問題は食品衛生法で規制する、物理的な構造の問題、これは当製品安全法で規制をする、こういうようなケースは間々あるかと存じます。そうしないと一部の安全項目に欠落が生ずるということになりますので、具体的には一つの製品について、二つ以上の法律が規制の面で関与するということはあり得るところでございます。

○松尾委員 あり得たらどうするのですか。

○村岡説明員 私が先ほど申し上げましたのは、二重規制を排除するということでございます。同一の項目について、たとえば法律がある物質の含有量一PPMときめ、他の法律がそれを〇・五PPMときめるといことは、本来的にはおかしい話でございます。それは一つの法律にまかせればよいということをお願い上げたわけでございますが、項目が異なる場合は二つの法律で規制すべきであり、またそのほうが正しい。この製品安全法はそのような体系で成り立っておりますわけでございます。

○松尾委員 そうしますと中小企業の関係になりますと、いろいろ手数料とか何とか取られるのですよ。また他法令でもやられておる、この法令でまたそのようなことでやられる。これはやらなくちゃいけないということが一つあるのでありまして、そういうやはり中小企業の負担の過

重、そういうものに対する配慮というやうなものは、おの法律が別であるから料金は別にいただきます、このようにやはりきちんとつていくわけでありませうか。

○山下(英)政府委員 ただいま村岡課長の御説明しましたように、かりに圧力なべを特定製品にした場合には、食品衛生法のほうでも、そのなべの中から出てくる毒性が食品に入らないかという観点から、どうしても法の規制をいたします。ただし、それは食品衛生法にまかせますが、私どものほうは、かりにそのふたのころの構造が悪くて爆発事故を起こすという点は、今度の法律で規制をいたします。したがって、そのなべをつくっておる中小企業にしてみますと、あつちの役所に行きこつちの役所に行くということになりかねませんが、その点はごかんべんいただくよりしやうがないと思ひます。

ただ私どもは、そういう協会に入っていない中小企業の方には、これは検定を受けてもらうわけがあります。設備認定がありませんから、製品を一品一品検定するわけでございますが、もちろん抜き検定もいたします。サンプル検定もいたしますが、事情に応じて出張検定をするつもりでございます。指定の検査機関から所員が行つてやるつもりでございます。費用は検定料その他含めまして、私どもは大体製品の〇・五%程度、公の費用はその程度で済む、少なくとも一%以下で済むようにしたい。その費用の基準は中小企業が耐え得る基準、こう考へておりますし、かたがた公害にあわせてこういった安全設備という社会的な公共的な需要がふえておりますので、そのための設備費、そのための費用については中小関係三公庫から特別の融資ワツをつくっております。今回要求しております予算にも、この法律のためにそれぞれ十億円、五億円のワツをつくっております。

○松尾委員 安全性の立場からいけば、いろいろ変わった角度からそれぞれの法律で見えていくということも現実でありますやうが、そのためにいまままで一カ所で済んだのが二カ所、三カ所になる。

これは中小企業としては、単に取られていく料金だけじゃなくて、相当な付帯費用といひますか、時間的なもの、それからやはり往復その他いろいろ関連があります。ひとつ何か考へていったらいいんじゃないか。これは宿題として研究してもらいたいと思ひます。

それから第四条の輸出用特定製品の販売についてでありますけれども、これは届け出によりまして検定と表示の規定をはずす、こういうことになっておりますね。届け出があればよろしい。そうすると、こういう輸出用特定製品というものの国内販売を必要とする場合には、どのようになりますか。

○山下(英)政府委員 それを除きました趣旨は、日本における安全基準と外国、輸出先における安全基準が違つたために輸出取引が不可能になる場合を救うためでございます。したがって、それではずしませんが、その品物が輸出に用いられること、そしてそれがかりと国内に転売等をされる場合には、その条項ではございせん、やはり一般条項に従つて手続をとつてもらうことになりま。実際上は同じ倉庫から輸出用に行くものとそれから国内に出されるもの、そういうものがどうやって区分けされ、仕分けされるかというやうなところについて監視体制が要すると思ひますが、その点はまさらなようにしていきたいと思ひます。

○松尾委員 まさらないのもありますけれども、輸出用と本人が届け出たものがまさらでないで、それが国内に転売という事例も起こつてくると私は思ふのです。

○山下(英)政府委員 その品物を国内に売れば四条違反になりますので、国内の販売はできません。

○松尾委員 新たな手続がそれでは要るわけですね。これは二十九条の表示の禁止、それから三十二条改善命令、三十二条の承認の取り消し等、これらがなされていくわけでありませうけれども、これが表示の禁止をしたんだけれどもはたして実行して

おるかどうとか、その後改善命令を出したんだけれども、それがはたしてそのとおり行なわれておるかどうとか、承認の取り消しがあつたけれども、はたしてそこできちつと取り消しに従つておるかどうとか、こういうものの発見とか、そういうものは具体的にどのようにしてやられていきますか。

○山下(英)政府委員 一般の法の施行のいろいろな手続と一緒にやられてございませうが、格別この法律にはそういう意味の監視体制というものが要すると思ひます。情報を受ければ報告を徴収いたします。そしてまた、立ち入り検査もいたしますが、全国にわたりますので、監視体制にはくふうが要ると存じます。

○松尾委員 まあそういうことでありませうけれども、立ち入り検査をやる、苦情等のことで発見していく、こういうことはありますけれども、最近問題になつております苦情の多い電気用品でございます。これでは試買テスト等もやつておるから発表されました電気用品試買テストの結果というものをみますと、問題を起こした商品というものは、通産省の型式承認を受けながら量産段階で手を抜いておる。このようなことをどうして発見するか。これもあとでわかつたわけでありませう。そして結局手抜きをいたしまして技術基準に違反した、こういう問題が現実を起こっております。でありますから、やはり通産省の安全確保に関する行政力というものが十分に發揮されておらまないと、このような問題が次々と出てくるわけでありませうけれども、そういう点における通産省の見解、こういうことをどのように思つておりますか。

○山下(英)政府委員 御指摘の過去の例から見ても、私どもは十分な監視体制と情報網と苦情処理の受け付け、こういうものを完備して、できるだけ早く事前に処理していく必要がある、こう考へております。

○松尾委員 同じく通産省の四十六年度の苦情処

理報告書を見ますと、苦情処理の申し出に伴って行なわれた商品テストの結果、こういうものが出ております。その結果から判断しまして、安全性だとか品質、性能上で、メーカーだとか流通段階における責任があると認められたものが三三％、このように出ております。また、商品には異常はなかったけれども、表示だとか説明書に問題があるものが一〇％と出ております。どちらともいえないというのが六％と出ておる。合計五〇％というものが出ております。これは苦情処理の報告書でありますけれども、したがって、やはり消費者の苦情、この声というものは無視することができない。その結果の処理の報告書ではそのような声が出ておるわけでありまして、現在通産省が立ち入り検査をやっている、試買テストをやっている、このような消費者保護の体制でありますけれども、このような体制を今後どのようにやっていくかと思うのか。いまの状態であれば五〇％ぐらいの苦情処理の結果が出ておるわけでありまして、さらにテスト機器等の体制というものは現在どのようになっておるか、あわせて聞いておきたいと思うのです。

○村岡説明員 この製品安全法を完全に運用するためにも、消費者の苦情というものを積極的にいいたくというところは非常に有益なるうかと存じます。この法律におきましては、九十三条におきまして「何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置をとらねばならない」というときは、主務大臣に適當な措置をとれという意見を申し出ることができるわけでございます。主務大臣は、その申し出を受けたときは必要な調査を行なわなくてはならない。調査の結果、その申し立てが事実であるときは、この法律に基づく措置その他適當な措置をとらねばならないというような義務づけをしているわけでございます。このようない規定によりまして、積極的に消費者側から意見の申し出があるというのを私も非常に望んでおるところでございます。

第二には、この苦情の申し出をもうちょっと一般的に広げまして、苦情の申し出というものが簡単にできないか何らかのくふうができないかという点に關してでございますが、この四月から、通産省といたしまして、関係省庁の協力を得た上で苦情処理のための特殊な私書箱制度というものを設けた次第でございます。中央郵便局の私書箱第一号というふうなことで、はがき一枚でも苦情をいただきますれば、私どもはその苦情の解決に努力をいたしますばかりではなく、そこで集積されましたいろいろな苦情、事故等の態様を分析いたしまして今後の法律の運用に有力な参考資料にいたしたい、かように考えておる次第でございます。

なお、テスト機械の設置につきまして、特に中小企業者がメーカーである場合に、いろいろ中小企業者にとつて荷が重くなる可能性がもとよりあるわけでございますが、そのような点に着目いたしまして、先ほど局長が御説明申し上げましたように、中小公庫及び国民公庫の中にこの安全のための特別な融資ワタを設けてまして、所要資金を融資するというようなことを考えております。そのほか、いろいろ中小企業対策関係の中に活用できますものについて十分これを活用してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○松尾委員 私書箱第一号とか何とかいうお話が出ましたけれども、これはどのくらい徹底するか、どのくらい世間に知られておるかということ一つですね。それからいま検定機器の話で中小企業のことが出ましたけれども、これは共同的に使うとか、また、その組合に所属する中小企業がひっくるめて登録工場等に集团的に入れないか、その検定機器は一人一人が備えつけていかぬといけないのか。やはりものが違ふからいろいろの問題がありましようけれども、そういう共同使用とか何とかというところは考えていませんか。それから組合でやっている場合にはひっくるめて登録工場としてそれを認めていくような考え方はありませんか。

か。

○村岡説明員 登録事業者につきましては、特定検査設備を保有することが義務づけられているわけでございますが、その際、中小企業者が共同で検査設備を保有した場合、登録要件に合致するかという御質問と考える次第でございますが、その点につきましては、私ども弾力的に考えてまいりたいと考えております。

それから第二点の、業者が何人か集まって登録事業者になるというところでございますが、これは法律上はなほだ困難ではなからうかと考えておる次第でございます。

○松尾委員 現在一般的に製品の欠陥による事故、こういうものがどういう形で落着いておるであらうかということでありまして、先ほど私も一つ二つ事例に触れてまいりましたが、これに訴えていくのか、こういうことが一般消費者としてはなかなかわかりにくいんじゃないか。そしてどこでそのような事故を取り上げて、どちらがどうだ、こちらがどうだという事故の原因、結果の判定機関——警察か、企業との交渉か、またはうやむやで泣き寝入りになっているのが私は相当あるのじゃないかという心配もございまして、これは現在どのようなふうになっておるのですか。この事故の解決方法ですね。

○村岡説明員 現状を一般的に申し上げますと、消費者からメーカーに対して直接苦情を提起するというケースが最も多いかと存じます。それ以上、数字としては不明ではございますが、泣き寝入りのケースも相当ある。一部の場合におきましては、通産省とか国民生活センターとか都道府県消費生活センターに商品の欠陥という形で申し立てまして、これらの機関を通じて事故の判定をしてもらい、その上でメーカーと交渉をするというふうなケースも、数は少ないかと存じますが、あるわけでございます。

ただ、私どもこの製品安全法を立案いたしますに際しまして、この安全協会が事故の原因の究明をもっともつとすべきではないかという先生の御指摘だろうと思ひますが、そういうような意味合いを含めまして、この協会が行ないます被害者救済制度におきましては、事故原因の究明、損害の程度の把握、これは協会が消費者のためにいろいろ援助もし、サゼストもする、そういうような役割りをになわせないかと考えておる次第でございます。

○松尾委員 その点をもう少しはっきりしたいと思うのでありますけれども、結局事故が起こってから解決がいきましてもやはり問題になっているわけですね。でありますから、被害者というものはいまだ先は安全協会にかけ込めばいい、こういう原則が一本はつきりしているのかどうか。そこに行けばすべて問題が解決する、全部そこで処理してあげますというふうな、被害者が安心して訴え出る場所、警察に行くのか企業に行くのか、そういうものじゃないか、この法律を実施する機関として、そういう事故の処理体制、処理専門機関、これをはっきりさせたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 おっしゃるのとおりでございます。今回法律に基づいて協会ができましたらば、協会は大きな一つの使命として、消費者側から、事故があればまずかけ込んでもらう、苦情があれば言ってきてもらう。そして、実際には損害賠償に関する保険その他裁判等の交渉は当事者間になりますけれども、外国の保険会社がやっておりますように、協会は消費者側に立つてその責任証明等を軽減する、手続を軽減する、そういう仕事を實際にやっていくようにしたいと思ひます。

○松尾委員 結局問題が起こってからの処理、これはやはり重大であります。ですから、一般消費者というものはどこに行つたらいいのかわからない、これはやはり全部引き受けてあげますからという、これはやはりなくてはならない問題であらうと思ひますので、明確にしておいてください。この点は、私は特に念を押しておきたいと思ひます。

す。

それで、因果関係の立証、ここは非常に問題になりますから、そういう点もやはりある程度専門的な立場、そういう方々が安全協会にいませんと、全部また下請に出す、安全協会からまた次の段階に移るといふようなことは、消費者としては不安であります。そういう点は、安全協会の苦情処理、または事故発生時の処理というものの対する体制は万全かどうか、いかでですか。

○山下(英)政府委員 第六十三条で協会の業務を規定してありますが、私どもは当然その業務の一つとして、先ほど御説明したような体制を整えさせるつもりでございます。現在のところ、補償課という課を窓口にしていこうという案でございます。

○松尾委員 本法がうまくいくかどうか、結局これは安全協会に検定の依頼というものがほとんど来るようになって、そしてたくさんの方が契約を結ぶということが望ましいのだから。そうしませんが、補償の場合にも、協会に入っていないと、やはり個々の問題になりますのでやりにくい。ですから、実際問題としますと、そのようなメーカー、企業が安全協会に喜んで入るようなこと、そしてアウトサイダーといいますが、外におる人を少なくする、こういう点における配慮、具体的にはどのようにやっていくこの安全協会というものをがっちり発動させていこうとお考えになっておられますか。アウトサイダーが結局は多いんじゃないですか。

○山下(英)政府委員 これはもちろん性質は行政的な勧奨、強制でございせんのですが、私どもの見通しとしては、近年、かりに自分のところの製品が一つでも事故を起こしたり、まして裁判などになりますと、いろいろな意味から、営業的にも損失をこうむるわけでございますので、メーカーなり販売業者自身が自分のところから欠陥商品を出さないようにという努力またはそういう機運が非常に高まっていると思います。したがって、ある商品が指定されて、国の指定でない

くても協会がそれを取り上げて自主的な基準をつくりましたならば、かりに当初相当数おりましたアウトサイダーも勧奨に応じて進んで入ってくるのではないかと、こう見通しております。

○松尾委員 進んで入ってくれば問題ないわけでありまして。ですから、進んで入れるようにやはりいろいろ配慮すべきであらうということをおっしゃるわけでありまして。

それから、もう時間もおそくなりましたので、かけ足になりますけれども、本法でやると補償制度ができます。私も勉強不足と思うのでありますけれども、電取法とかガス事業法等、これにおける補償制度というものはどうなっておりますか。損害賠償の問題です。

○浦野委員長 だいぶ時間が経過いたしましたので、そので、当局、簡明に御答弁願います。

○和田説明員 電気用品取締法及びガス事業法では、法定の補償制度はございません。ただ、事故がありましての場合に、それぞれ被害者と話し合つて補償しているのが実態でございます。

今後どうするかという御質問でございますが、いまこの法案の被害者補償制度にも乗る得るような形になっておりますので、今後、必要に応じて検討してまいりたい、こう思っております。

○松尾委員 いまガス、電気のはうのお答えがありましたけれども、他法令関係、これをやはり全部洗つてみて、そしてどうせ同じような被害を与え、同じような事故が起つてきておるわけでありまして。でありますから、やはりこの損害賠償の制度、補償制度というものはすべての法律に確立すべきであらう、本法だけが進んでおるけれども、あとは、いままでの特別立法というものは全部おくれおる。ですから、いいほうに全部あられし消費者を守るべきである、これは次官いかがですか、今後の考え方です。

○塩川政府委員 松尾先生のおっしゃるように、他の関係との斉合性というものをよく検討してみたいと思います。

○松尾委員 要するに、実現に向かってですね。

そうしてやはり損害補償の制度というものは確立すべきであらう、このように私は思います。

これは最後でありますけれども、三十五條の危害防止命令による回収、八十二條の緊急命令による回収、そういう回収権というものが明記されております。これがすみやかに発動されていかなくちゃいかぬわけでありまして、どういふ場合にこれはすみやかに発動するのですか。いかなる状態、いかなる場合にこのような三十五條、八十二條の危害防止命令、緊急命令を出そうと考えておるのかということ。すみやかに出さぬといかぬと思います。

○山下(英)政府委員 新製品が出て、そしてまた基準もつくらず表示もしないときにそれが出回つて事故を起こしたという場合には、八十二條で直ちに回収をさせる、これは製造業者に命令をいたします。また、協会の基準をつけたけれども、アウトサイダーが値くずしをしながら劣悪商品を売つておるといふような場合も直ちに発動いたします。

○松尾委員 この回収権というものが制定されるということは非常にいいことであらうと思ひます。他の法令にもこの回収命令がありますか、ちょっとその点おっしゃってください。

○山下(英)政府委員 食品衛生法等、他の法律にもございます。

○松尾委員 衛生法だけでは、これは先ほど次官にもお答え願つたとおりに、損害賠償の制度の確立は、他法令の分についても実現に向かって努力する、こういうお答えであります。やはり回収命令というものは他法令に現在ないと思ひます。あるのは少ないのではないかと思ひます。でありますから、やはり回収命令のない他法令は、同じく回収命令というものをきちんと整備すべきであらう。本法のいいところはやはりいままでの特別立法についてもほとんど整備して、法体系全体をがっちりやっていくべきであらう、こう思うのであります。この点は次官いかがですか。

○塩川政府委員 仰せのように、消費者保護の立場からいたしますところの保護基準と申しますが、その規制基準、これは確かにいままでは低かったと思ひます。これらは質的に向上していかなければならぬと思ひますのでございまして、そういう基準の引き上げに伴ひまして関連法案の斉合性というものを見直し、検討していくべきだと思います。

○松尾委員 食品衛生法の関係で一言聞いておきたいのでありますけれども、いま非常にいろいろな食料品に着色剤が使われておる。政府のほうからいいますか。——いま政府のほうから、私が最後だと言つたものだから、もう終わらだと思つて帰つたつもりであります。最後の最後だつたわけですが、お答え願うわけにもいきません。

以上をもつて質問を終わります。

○浦野委員長 次回は、明後六日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時三十一分散會